# 第３編　基本計画

# 第１章　快適なまち・住みよいまち

## 第１　適正な土地利用が推進されたまち

### 基本施策　土地利用

#### 現状と課題

本町の土地利用は、平成 22 年度では農用地 11.72 ｋ㎡（田 1.20 ｋ㎡、畑 10.52 ｋ㎡）（7.39％）、宅地 7.24 ｋ㎡（4.57％）、雑種地 6.80 ｋ㎡（4.29％）、原野 8.56 ｋ㎡（5.40％）、山林 114.77 ｋ㎡（72.41％）その他 9.42 ｋ㎡（5.94％）です。都市計画法に基づく都市計画区域は約 42％にあたる 67.15 ｋ㎡であり、富士北麓都市計画区域の一部を構成しています。また、一部を除く全域が農業振興地域に指定され、このうち農用地指定区域は、船津、河口、大石、富士ヶ嶺の 4 地区で 7.87 ｋ㎡（H23）となっています。

現在、船津、小立地区の一部に用途地域指定を行い街路計画、公園計画を含めての計画的な「まちづくり」が推進されていますが、森林地域や農業地域へのスプロール化防止や住民の快適な日常生活を確保するために、適正な土地利用を行いながら居住環境施設整備を進める必要があります。さらに、計画的な土地利用を誘導するために用途地域の拡大が求められます。

また、土地は将来における住民のための限られた貴重な資源であるとともに、生活及び産業活動の共通の基盤であることから、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然、文化、歴史などに配慮して、健康的で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を目指し、総合的かつ計画的に行う必要があります。

#### 基本方針

町内の自然、文化、歴史などの地域特性や土地の有限性と公共性及び優良農地の確保と遊休地の有効活用を踏まえた計画的な土地利用の調整と誘導を図ります。

#### 施策の内容

①地籍調査の推進

◆国土の有効利用を図るため、土地の実態を正確に把握する地籍調査事業を継続して実施します。

◆調査結果の電子化等管理体制の整備、充実を図ります。

②土地利用の充実

◆自然環境や文化、歴史との共存や既成市街地における未利用地の有効利用を図って、機能的かつ計画的な土地利用の調整と誘導を図ります。

◆実情に合った用途地域の見直しを図り、秩序ある土地利用の形成に努めます。



◆今後予定される開発に際しては、規模・内容等について把握し、周辺の土地利用と調和した全庁的な対応による適正な開発誘導を行い乱開発の防止に努めます。

③農地の有効活用

◆優良農地の維持・確保と遊休農地の有効活用を推進します。

#### 主な事業

◆地籍調査事業

◆農地の有効活用

・河口湖ふれあい菜園事業

・島原お花畑事業

#### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 地籍調査の進捗率 | % | ↗ | 48.6 | 50.0 |
| | ※地籍調査の目標に対する進捗率 | | | |

# 第2　都市計画を推進したまち

## 基本施策　　公園・緑地・広場

### 現状と課題

公園・緑地・広場は、多様化した社会生活のなかで本町を訪れた観光客や地域住民に“ゆとりとやすらぎ”を与える場として、さらには、子ども達や高齢者などが身近で安全に憩い、遊ぶことのできる空間と、災害発生時の避難場所としての役割もあるので、計画的に整備していく必要があります。

本町では、大石公園、八木崎公園、長崎公園、大池公園、小海公園、シッコゴ公園等、湖岸に設置した施設が多く点在し、住民一人当たりの公園面積も全国平均を上回っていますが、人口増加に伴い郊外に住宅が建ちはじめ身近に利用できる小公園や広場が不足している状況です。また、足和田地区、上九一色地区とも、全般的に公園・緑地の整備が不足しています。今後は、奥河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の河川敷を利用した親水公園の整備が求められています。

### 基本方針

河口湖地区、勝山地区は、道路買収の残地を利用した小公園（ポケットパーク）の整備や人口増加地区の新興住宅地には広域防災拠点、避難地、避難路としての役割をもつ防災公園等の整備を促進します。また、足和田地区、上九一色地区には、人々が集い安らぐ公園が不足しており、地域住民や観光客も集う湖の河川敷を利用した親水公園の整備を図ります。

### 施策の内容

①公園の整備充実

◆公園の利用状況も社会状況の変化とともに多種多様になってきており、防災公園の新設及び既設公園の整備充実を図ります。

◆市街地の空地や建物前の小広場を利用して設けられる小公園（ポケットパーク）の整備を促進します。

②親水公園整備の推進

◆親水公園は、ウォーキングトレイルとの結節点として、ハイカーの休憩場所としても必要であり、住民にとっては、単なる「自然のちょっとした工夫次第（公園にすることで）で環境教育の場」となり「やすらぎの場」に変わります。さらに、湖岸の地形や自然環境をそのまま利用するので樹木等の生理的な機能による大気浄化機能、温度調節機能等のほか、人々に心理的な安らぎを与える効果や環境指標としての効用、野生動物の生息環境として住民が身近に親しめる空間づくりに努めます。



③新しい森づくりの推進

◆市街化という特性から考えると、緑のオープンスペースとしての樹林地の保全や創出は、大気浄化機能、温度調節機能等のほか防災機能、景観形成においても必要不可欠であることから、住民に憩いと、やすらぎを与える場として整備に努めます。

### 主な事業

◆親水公園整備事業

◆小公園（ポケットパーク）整備事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 都市計画区域住民一人当たりの都市公園面積 | ㎡ | ↗ | 15.81 | 16.00 |
| | ※都市公園面積÷都市計画区域住民人口 | | | |

### 基本施策　　景観の保全・形成

#### 現状と課題

本町は、富士山と湖と樹海を中心に御坂山系が景勝地となっており、富士箱根伊豆国立公園に指定され、多くの観光客が訪れる日本の代表的な観光地となっています。

看板類の氾濫、ごみの散乱、幹線道路周辺における電線類の交錯、景観と不調和なガードレール、自動販売機の乱立、管理が行き届いていない農地・空地・遊休地などの景観阻害要因の軽減、さらには国際観光地にふさわしいまとまりのある景観形成が大きな課題となっており、景観法に基づく景観計画等により良好な景観形成に向けての本格的な取組みが必要です。

#### 基本方針

景観計画等による景観阻害要因の除去によって景観の緩やかな誘導を図り、景観の美しさの水準をあげ、魅力的な景観資源として価値ある空間整備を行います。

また、行政、住民と専門家等が、継続的に景観形成に努めるよう協議を行い、計画に基づき整備を進めます。

さらに官民協働の協議会を立ち上げ景観のアセスメント*を行い、地域別の基礎となる方向性をまとめ、方針について住民合意に基づき要綱の制定に努めます。

#### 施策の内容

①魅力的な景観形成の推進

◆景観形成の重要性について十分な周知・啓発を図り住民、行政、事業者、専門家等が一体となり魅力的な景観として価値ある空間を整備します。

◆景観計画、景観条例の全部改正による景観形成の推進を図ります。

#### 主な事業

◆屋外広告物、統一・集合化事業

◆県道富士河口湖富士線電線地中化事業　◆登山道線電線地中化事業

◆景観計画に基づく景観形成推進ゾーンの選定及び景観形成の推進事業

#### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 計画形成地区数 | 地区 | ↗ | 4 | 12 |
| | ※景観計画による景観形成を図る地区数 | | | |

＊アセスメント：評価。査定。



## 第３　生活基盤の整備されたまち

### 基本施策　　住宅地

#### 現状と課題

町内の公営住宅については、町営住宅として北八津団地 30 戸、富士ヶ嶺団地 2 戸が整備されてきましたが、平成 18 年度に新たに大嵐団地 30 戸を建設しました。北八津団地につきましては、築後 30 年以上経過した棟もあり老朽化が進んでいるため、入居者の入れ替え時などに修繕を行っています。このほか、町内には県営住宅が河口湖団地 24 戸、小立団地 54 戸、雇用促進住宅 60 戸が整備されています。

一般の住宅については、町外から住宅を建設する人に対する「新築住宅建築等奨励金」や宅地建物取引業者が行う住宅団地の造成に対する「住宅団地造成助成金」等で人口増加や定住の促進を図っています。

現在、小立地区において土地区画整理事業が実施されており、新たな住宅地の整備が進められています。また、隣接する勝山地区についても宅地化が進むことが想定されます。さらに、郊外では、宅地開発などが分散的に進行し共同住宅等の建設も増加しておりスプロール化が進んでいる現状です。これらのことから、良好な住宅地整備についての総合的な計画を策定する必要があります。

今後の課題として、住生活基本計画や住宅ストック総合活用計画等をもとに既存住宅・住宅地の快適性・安全性の向上、定住促進住宅の建設や既存ストックの建替え、若者や退職者などの郊外居住に向けた快適で安全な住宅地の計画的な整備、高齢化社会に備えた高齢者仕様の住宅の普及促進、耐震化計画・耐震改修計画を整備し防災面での安全性の向上、近年多様化するライフスタイルに対応した住宅施策の推進や地域の活性化を図るなど、「他地域から移り住みたいまち」「ずっと住みたいまち」を目指す必要があります。

#### 基本方針

本町の住宅や住環境に関する総合的・体系的な方向を示す指針を推進します。

住宅・住宅地については、良質な住宅・宅地の誘導や多様化する住民ニーズにこたえる住宅の整備に努め、定住意識の向上を図ります。

さらに、人と人、地域と地域が結びつき、そこに生まれる郷土への誇りや愛着心を育む居住環境・景観の向上を促進します。

#### 施策の内容

①快適な住宅、居住地整備

◆住宅環境をめぐる社会状況や多様化するニーズに対応した、住宅に関する総合的な指針の策定を推進します。

また、公営住宅の適正な管理・改善を推進するとともに、中堅所得者層・高齢者

向け等の特定目的公的住宅の供給の検討と、民間の福祉住宅の整備を誘導します。

◆地域の特性を活かした居住地の整備を推進します。
また、小立土地区画整理事業について早期完了を目指すとともに、隣接する勝山地区についての宅地化も想定されるため総合的な都市基盤整備などを計画的に実施していきます。

◆良質な住宅の供給・快適な住環境整備など、様々な課題に総合的に対応するため住生活基本計画、住宅ストック総合活用計画等の策定を進めます。

②住空間創出の推進

◆「新築住宅建築等奨励金」や「住宅団地造成助成金」を継続的に実施し、本町の空き家の有効利用を推進していく「二地域促進事業」も同時に実施していくことで、定住促進を図っていきます。

◆空き家情報の確立及び有効利用を促進します。

③防災面での安全性強化

◆木造住宅耐震診断事業・木造住宅耐震改修事業を継続的に実施することで、家屋の倒壊を防ぐとともに、災害時の道路閉塞を防ぐことで緊急車両の通行及び被災者の避難をスムーズにする等、災害時の安全性を高めます。

### 主な事業

◆住生活基本計画の策定
◆住宅ストック総合活用計画の策定
◆住宅マスタープランの策定
◆木造住宅耐震改修事業
◆木造住宅耐震診断事業
◆新築住宅建築等奨励金事業
◆住宅団地造成助成金事業
◆空き家バンク事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 町における新築住宅戸数 | 戸／年 | → | 120 | 120 |
| | ※毎年度の新築戸数<br>（近年、住宅建築の大幅な増加は期待できないが、毎年120戸程度は確保したい） | | | |



## 基本施策　　道路網の充実

### 現状と課題

本町は、中央自動車道・東富士五湖道路が町の東端をかすめ、富士吉田市との境に河口湖ＩＣが設置されており、東西に県東部と静岡県を結ぶ国道139号が通過し、精進湖地区で接続する国道358号、本栖湖地区で接続する国道300号、御坂トンネルを経て甲府方面への国道137号の4路線が国道として設置されています。

県道は、主要地方道として「河口湖･精進線」、一般県道として「富士河口湖･富士線」、「青木ヶ原・船津線」、「鳴沢・富士河口湖線」、「富士河口湖・笛吹線」、「富士河口湖・芦川線」、「精進湖畔線」、「本栖湖畔線」、「甲府・精進湖線」の9路線の道路網が形成されています。マイカー利用の観光客の増加などにより、船津地区を中心に週末や観光シーズンには慢性的な交通渋滞が発生し、地域の住民生活に支障をきたす状況です。この対策として、山梨県が河口地区については、「河口二期バイパス」･「（仮称）新倉トンネル」の建設、大石地区については、「（仮称）若彦路トンネル」、また、都市計画道路、「県道・船津小海線」については、船津地区と勝山地区を結ぶ新設道路の建設が着工されています。

町道は、平成23年4月1日現在、1,389路線、総延長399,097ｍで、整備率は43.01％となっています。幹線道路の交通量の増加に伴い、勝山地区の「勝山中央通り線」、勝山・大嵐地区を結ぶ「勝山・富士見線」が完成し、船津地区での「登山道線」･「河口湖インター線」、小立地区の「乳ヶ崎線」･「出口線」の主要幹線道路の改良が進められています。

住宅地域を中心とする旧市街地は道路幅員が狭いところが多く、歩行者、自転車利用者の安全確保や住民生活の快適性の確保が大きな課題となっています。また、地域間交流と自立、産業経済振興のためにも、町内の道路整備に伴い雨水対策ついても計画的に推進していく必要があり、道路の老朽化等も進行しているので、改良、補修工事など迅速な対応が求められています。

### 基本方針

中心市街地での渋滞の解消とともに、生活道路である町道の拡幅、改良事業を計画的に整備し、シニックトレイル*・並木道の整備、道路標識の整備等自然と調和したデザインや緑化、飾花、街路灯、防犯灯の設置など防災対策や交通安全機能の充実、高齢者や障がい者、子どもへの配慮など、車優先の道路から、ひと優先を重視した誰もが使いやすい質的向上を目指します。

＊シニックトレイル：自然景観の良い道

## 施策の内容

①幹線道路・町道網の整備

◆生活利便性の維持向上のため、地域の実情を踏まえつつ、緊急度や優先度の高い路線から、順次、町内の地域間を結ぶ道路網の整備を進めて行きます。また、拡幅・改良事業、道路や側溝の維持補修を計画的に実施し、住民生活の安全性、快適性を確保します。また、河口湖南岸地区については雨水の流末処理施設がないため雨水対策を進めます。

②安全な生活道路の整備

◆生活道路における安全性を確保するため、歩道設置、防護柵、道路反射鏡、標識など交通安全施設を地域の実情を踏まえつつ、緊急度や優先度の高い箇所から整備します。

③防犯対策の充実

◆安全なまちづくりのため、街路灯、防犯灯などの防犯設備の整備を緊急度や優先度の高い箇所から整備します。

④高齢者や障がい者・子どもへ配慮した整備

◆安心、安全な快適性のあるバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備を積極的に推進します。

⑤シニックトレイル・並木道の整備

◆景観や環境に配慮しつつ、関連機関と連携し、整備が必要な路線を各地域で検討してもらい、官民協力しての取組みを進めます。

## 主な事業

◆登山道線道路改良工事
◆生活道路整備事業
◆（仮称）新倉トンネル工事
◆都市計画道路「県道・船津小海線」新設道路工事

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 町道整備率 | % | ↗ | 43.0 | 45.0 |
| | ※町道の整備率 | | | |



# 基本施策　　交通網の充実

## 現状と課題

主要都市への路線バスとして、富士急行㈱やジェイアールバス関東㈱により東京駅へ、また、富士急行㈱や京王電鉄㈱により新宿を結ぶ高速バスが走るとともに、富士急行㈱や小田急バス㈱が新松田駅へ、富士急行㈱や関西を拠点とする名阪近鉄バス㈱が大阪、京都駅へ、また、富士急行㈱や相鉄自動車㈱が横浜駅への路線運行を始めたところです。さらに、季節運行の高速バスも大宮駅・静岡駅・名古屋駅へと各方面へ路線が拡充しています。

路線バスとして富士急行㈱が富士吉田駅を拠点として本町の間を運行していますが、自家用車の普及や利用者の減少により公共交通機関の利用が少なくなっており、路線の廃止などが危惧されている地域もあります。

また、町内の観光施設を循環するレトロバスが運行されており、観光客の利用が多く、公共交通より運行本数も多く利用されているところです。

自家用車の普及に伴いバス利用者が年々減少傾向にありますが、生活バス路線としての運行を確保し、公共交通機関の利用促進が重要課題となっています。

さらに、路線バスの運行区域以外の対策についても、今後の重要な検討課題です。

## 基本方針

利用者の利便性の向上を図るため、運行コースやダイヤ編成など運行内容についてバス事業者と協議し充実に努めます。

また、レトロバス路線の延長や福祉バスの効率的な活用を検討しながら、公共交通との調整を図り推進します。

## 施策の内容

①公共交通機関の充実

◆利用者の利便性を図るため、バス事業者を含め、運行コースなど公共交通との調整を図ります。また、路線バスの運行区域以外の対策について検討を進めます。

## 主な事業

◆地方路線バス対策事業

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 生活バス路線 | 本 | → | 5 | 5 |
| | ※管内生活バス路線維持本数 | | | |

## 基本施策　　市街地の再生及び充実

### 現状と課題

これまで本町においては富士急行線の河口湖駅を有する船津地区を中心に観光、商業施設が建ち並ぶとともに、行政、文化、医療・福祉機能の整備が進み、市街地が形成されてきました。しかし、中央自動車道の開通や国道の整備、近年のモータリゼーション*の進行などにより、国道 139 号線沿いに大型商業施設が進出するとともに観光拠点や公共施設の分散化が進み、都市計画法により市街地には用途地域の指定がなされ計画的な土地利用が促進されてきていますが、大型幹線道路である河口湖大橋の無料化等も相まって中心市街地の空洞化は徐々に進んできています。

このなかで活力のある中心市街地の計画的な整備を進めるためにテーマ性を持った魅力的な商店街づくりや景観整備、住民活動の拠点づくり、遊休施設や空き店舗対策等の促進が求められます。

また、中心市街地を核とし観光、防災、景観等を考慮した車道及び歩道の整備が必要です。

現在、新市街地として小立地区においては土地区画整理事業が行われており確実な事業の進行が求められるとともに、隣接する勝山地区の宅地化の状況等も考慮しサブタウンセンター（副町中心）として中心市街地とあわせて整備を進める必要があり、都市施設、公共施設の計画的な整備及び部分移転等を検討すべき状況です。

一方、郊外では宅地開発などが分散的に進行するとともに大学誘致を背景に多くの共同住宅の建設が行われましたが、都市基盤整備の立ち遅れや、景観形成の面でも立ち遅れが目立ちます。

### 基本方針

本町の中心で広域的な道路交通の拠点でもあり、観光、商業、行政、教育、医療・福祉、公園などの都市機能の集積する船津中心市街地については、タウンマネージメント機関*の育成を進めるとともに、まちづくり活動を行うＮＰＯや住民グループと協力しながら、景観等を考慮した観光商店街づくりを推進します。交付金事業等の活用により、老朽化、遊休化した施設の活用促進、道路･駐車場の整備、湖畔までの車道、歩道の整備、既存公共施設の有効活用等総合的な整備を進め、魅力的な「交通･観光･商業・教育・医療ゾーン」として活性化を図ります。

土地区画整理事業については、小立地区・勝山地区を核としたサブタウンセンター（副町中心）として、公共施設の計画的な整備及び部分移転等を行うとともに、地区計画の策定や防災機能の高い公園等の設置を図ります。郊外においてはスプロール化を防止し、無秩序な開発を抑制するために用途地域の拡大、地区計画等の策定により、低未利用地の計画的な整備を促進し良好な住宅地の供給に努めます。

＊ モータリゼーション：自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化すること。

＊ タウンマネージメント機関：商店街、行政、住民その他事業者等の地域を構成する様々な主体が参加し、広範な問題を内包するまちの運営を横断的・総合的に調整・プロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取組む機関。



### 施策の内容

①都市再生整備計画交付金事業

◆市街地の再生に必要な各種事業（歩行者空間の確保、ポケットパーク、景観形成など）を一体的に実施することにより、中心市街地の活性化を図ります。

②秩序ある市街地の形成

◆市街地の開発動向や宅地需要等を総合的に考慮し、用途地域の拡大、地区計画等の策定により無秩序な開発を抑制し、まとまりのある市街地形成に努めます。

③土地区画整理の推進

◆副中心部として小立地区、勝山地区を核とした公共施設の計画的な整備及び部分移転等を行うとともに、地区計画の策定や防災機能の高い公園等の設置を図ります。

### 主な事業

◆都市再生整備計画交付金事業

◆土地区画整理事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 土地区画整理事業の進捗率 | % | ↗ | 70.1 | 100.0 |
| | ※小立土地区画整理事業の全体計画に占める実施率 | | | |

# 第４　安全安心なまち

## 基本施策　　防災

### 現状と課題

本町では、昭和 41（1966）年の台風 26 号の記録的な豪雨により西湖根場地区で土石流災害が、昭和 58（1983）年の大雨で河口湖が増水し浸水被害が発生したほか、町内の数多くの場所が急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険区域に指定されるなど、台風や大雨による風水害のおそれがあります。また、発生が懸念されている東海・東南海・南海地震や南関東直下プレート境界地震、藤の木愛川断層地震では、大規模な人的被害や家屋倒壊が予想されています。さらに、300 ～ 400 年おきに噴火を繰り返してきた富士山は、1707 年の噴火以来約 300 年を経過しており、平成 12（2000）年 10 月には気象庁が異常火山として指定しています。

このように多種多様な災害の発生が懸念されるなか、災害による被害を減らす（減災）ためには、住民一人ひとりが「自分の身は、自分で守る。」（自助）を基本に、平常時からの備え（防災知識・情報、非常持出品、食糧、水など）や災害発生時に取るべき行動など防災意識を高めることが必要です。また、地域においては、住民の助け合いの輪が広がり「自分たちの地域は、自分たちで守る。」（共助）を基本に、各自治会（区）で組織されている防災会などを中心とした予防活動（防災訓練、防災資機材等整備点検など）や応急活動（情報受伝達、避難・避難支援、消火、救護・救助、給水・給食、応急復旧など）の確立に努め、『地域防災力』を向上することが必要です。町においては、町地域防災計画の策定をはじめ、災害時要援護者支援マニュアルなどの各種マニュアルの作成、災害発生時の食糧や生活必需品、防災資材などの整備、他市町村や関係事業者との災害協定の締結など、災害応急対策の一層の充実が重要です。

さらには、災害の危険性をできるだけ少なくするために、河川などの改修、がけ崩れ防止などの減災対策や、道路、公園、緑地などオープンスペースの確保など、災害に強いまちづくりの推進が必要です。

### 基本方針

突発的な大規模災害に対する初動体制の強化のため、リーダーとなる人材の確保を図り、防災組織の育成・体制の強化や地域ぐるみの防災意識の普及に努めるとともに、災害発生時に住民一人ひとりが取るべき行動や役割を明確にできるよう防災訓練を充実させ、住民と地域、行政、さらには防災関係機関が一体となった災害予防体制・応急対策体制の確立を図ります。

また、被災時の食糧、生活必需品や救助用資機材等の確保、安全な避難所の確保と整備、耐震性貯水槽の設置などを推進します。併せて、災害情報の伝達、被害状況の把握、避難の勧告・指示、被災地域への応援要請など、防災行政無線をはじめとする情報伝達体制の確立を図るとともに整備を推進します。さらに、近隣市町村や関係団体との防災協定の締結により、住民及び観光客の避難場所や食糧・生活必需品の確保を図ります。



### 施策の内容

①防災体制、整備の充実

◆災害時に役立つ知識や行動力を身につけるため、防災意識の普及･啓発を図ります。

◆自助、共助を基本に自治会（区）などを中心とした自主防災組織をするとともに、自主的な防災活動の支援に努めます。

◆自主防災組織を強化するため、地域防災リーダー（防災士等）の育成を図ります。

◆地域住民に密着した、より実践的な総合防災訓練や図上訓練を実施します。

②災害応急対策の充実

◆予防情報、災害発生状況、被害情報などの迅速かつ的確な情報の収集･伝達のため、情報連絡体制の強化・充実を図るとともに、消防団活動の活性化に努めます。

◆非常用食糧、防災用資機材等を計画的に整備し、維持管理するとともに、関係機関との相互連携により食糧、生活必需品、医療品などの応急物資を確保するため、供給体制の確立に努めます。

◆防災関係機関と連携し、被災者の救助や電気・ガス・上下水道・通信・交通など、被災箇所の応急復旧体制の確立に努めます。

◆ボランティア活動が円滑に行えるよう、町社会福祉協議会と協議し、受入体制の確立に努めます。

◆防災関係機関・団体等に対し、災害時における応急対策活動等の応援協力要請が迅速に行えるよう、災害時の応援協力などの協定を推進します。

### 主な事業

◆防災行政無線（移動系）更新事業　　◆防災施設・設備・備品等整備事業

◆自主防災組織強化・地域防災リーダー育成事業

◆災害時協力組織育成事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 自主防災組織組織率 | % | ↗ | 50.0 | 70.0 |
| | ※全体に占める自主防災組織の結成率 | | | |

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 全国市町村との災害時の応援協定数 | 自治体 | ↗ | 1 | 5 |
| | ※災害時相互応援協定締結自治体の総数（個別協定数） | | | |

## 基本施策　　消防・救急

### 現状と課題

本町の火災発生件数は、平成 23 年中、建物火災 6 件、車両火災 1 件、その他の火災 10 件の計 17 件です。これらの火災を未然に防ぐためには、住民の防火意識の普及、啓発や予防活動の一層の推進を図っていく必要があります。また、時代背景に対応した常備消防である富士五湖消防本部の充実とこれを補完する非常備の町消防団の活性化など、消防体制の充実と強化を図るとともに、火災･災害に備えて、水槽付ポンプ車、ポンプ車、消火栓、防火水槽など、消防設備や消防水利の整備が必要となります。さらに、地域社会の高齢化、消防団員の昼間の不在などに対応できるよう、防火防災情報の共有化を進めるとともに、自主消防、防火防災体制の育成強化と住民の防火意識の普及を図る必要があります。

救急出動件数は、平成 23 年中の富士五湖消防本部管内で 4,630 件（うち富士河口湖町 1,346 件、29.1％）でした。種別出動件数では、急病が例年どおり最も多く 2,803 件、一般負傷 687 件、交通事故 514 件の順となっており、この 3 種類で 4,004 件、全体の 86.5％を占めています。他の種類では、転院搬送 227 件、労働災害事故 163 件、運動競技事故 90 件、自損行為 88 件などとなっています。その他特記事項として、高規格救急車の出動件数が 276 件あり、そのうち 142 人に対して特定行為を行っています。転院搬送に防災ヘリ、ドクターヘリと連携した患者搬送も実施しており、複雑多様化する高度救急医療に対して救急救命士の養成を行い、現在 23 名の救命士が救急活動に従事しています。また、気管内挿管の行える認定救命士 14 名、薬剤投与病院実習を終了した認定救命士 20 名の体制としています。

### 基本方針

住民の生命と財産を守るために、関係機関との連携強化、消防資機材の充実、常備消防体制の強化に努めるとともに、消防水利の充足率の低い地域への耐震性防火水槽や消火栓の計画的な整備を進め、非常備消防の消防団員の確保と資質の向上を図ります。

また、周辺市町村と連携し、救急医療に対応できるよう、救命救急士の育成、搬送体制の強化、関係医療機関との連携など、救急、救助体制の整備を図るとともに、高齢者世帯や障がい者など救急時の連絡については、緊急通報装置の普及を推進します。さらに、訓練や広報活動などを通して、住民の防火意識の普及と自主防火、防災組織の育成強化を図ります。



### 施策の内容

①火災予防の推進
- ◆火災原因の教訓に基づき、住民や事業所に対し、火災予防に関する知識、技能普及などの啓発を行います。
- ◆自主消防組織、婦人防火組織の育成、指導強化に努めます。
- ◆特に大規模な建物等について、計画段階から消火栓や防火水槽などの消防用施設の設置について積極的な指導に努めます。

②消防体制の充実
- ◆多様化する火災に対応するため、消防自動車の整備、更新、高機能車両の導入の検討など、消防力の強化に努めます。
- ◆火災時等における車両の出動体制、車両運用、情報収集の迅速化のため、通信体制（移動系無線など）の整備を行います。
- ◆震災等における火災対応のため、消火栓や耐震性貯水槽などの消防水利の整備に努めます。

③応急手当・救護の普及・啓発
- ◆消防活動を補完する活力ある消防団づくりのため、団員の確保、技能や資質の向上など、強化を図ります。
- ◆災害時において、住民が手当・救護ができるよう、応急手当・救護の普及、啓発を図り、その技術の習得を目指します。

### 主な事業

- ◆消防用水利整備事業
- ◆消防車輌更新事業
- ◆消防団員研修事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 火災発生件数 | 件 | ↘ | 17 | 15 |
| | ※火災の発生件数 | | | |

## 基本施策　　交通安全

### 現状と課題

本町における平成 23 年中の交通事故発生件数は 208 件で、平成 15 年の合併以降減少傾向にあります。死者数については平成 21 年中は 0 人となり、500 日間連続して交通死亡事故ゼロの目標期間を達成したことにより、平成 22 年 4 月に警察本部長より表彰を受けました。しかしそれ以降は死亡事故が発生しています。また、死者数の半数以上が 65 歳以上の高齢者となっていることから、高齢者を交通事故から守るための広報活動と、高齢者が自ら交通事故防止への意識を高く持ち、正しい交通行動ができるよう働きかける必要があります。

シートベルトの着用については運転席、助手席とも高い着用率となったものの、後部座席の着用率が依然低い状況にあります。万が一の交通事故のダメージを軽減させるべく、全席でのシートベルト着用の重要性を認識し、乗車した際には全員が着用する意識付けと行動が起こせるよう啓発活動が必要となります。

観光地である本町は、通年数多くの観光客が訪れ、幹線道路では交通量が増し、交通渋滞が発生することもしばしばあります。カーナビゲーションシステムの普及により、生活道路への県外者の進入が増え、狭隘道路や危険箇所などを認識していない車が、地元の車や人とが交差する機会が増え、交通事故の多発が懸念されます。

また、本町では林間地を走る道路において、鹿などの動物が道路に侵入し発生する交通事故が報告されていることから、今後、その対応策について考慮する必要があります。

本町では、交通弱者と呼ばれる幼児や高齢者を交通事故から守るため、交通安全に対する知識の習得とマナーの向上、正しい交通行動ができるよう、富士吉田警察署の協力を得ながら定期的に交通安全教室を開催しています。住民やドライバーについては、交通安全運動時における街頭での啓発活動、さらには広報活動を実施し意識の高揚を図っています。

交通安全施設面においては、交通事故状況や道路交通環境を考慮したなかで道路改良やカーブミラーの設置などを行っています。さらに渋滞箇所の解消や、高齢者や障がい者など歩行者に配慮した道路や歩道の質的な向上が必要です。また、交通事故多発地点や危険箇所の解消を図っていく必要があります。

### 基本方針

交通事故件数を１件でも多く減少させ、交通事故による死者数を０人にすることを目標としていきます。それには、交通安全思想の普及と道路交通環境の充実が不可欠となり、多方面にわたった対策が必要となります。シートベルトやチャイルドシートの着用率 100％を目指し、交通安全運動時の街頭活動や広報誌、ホームページ、ＣＡＴＶ放送などあらゆる広報媒体を利用してシートベルト、チャイルドシート着用の重要性を訴え、誰もが当然に着用するよう運動を展開していきます。さらには飲酒運転の根絶など交通安全思想の普及と徹底を図るため、住民への周知徹底に努めます。



幼児や高齢者については、正しい交通知識と交通行動ができるよう年間計画のなかで定期的な交通安全教育を持続させていきます。

交通安全施設整備については、交通渋滞箇所や交通事故多発地点の調査と原因究明を行い、警察や道路管理者との協議のもと道路改良を進めていきます。また、高齢者や障がい者など歩行者に配慮した歩道の整備や段差の解消など「交通バリアフリー法*」に基づく整備を図ります。

交通規則の促進については、交通事情を考慮したなかで横断歩道や信号機、道路標識の設置を県公安委員会、富士吉田警察署に要望し設置を目指します。また、危険箇所におけるガードレールやカーブミラー、危険箇所表示看板、動物対策など道路管理者と協議しながら交通事故の軽減を図ります。

### 施策の内容

①交通安全活動等の推進

◆交通安全に対する意識の普及や啓発に努めます。

◆幼児、高齢者を対象に計画的な交通安全教育を推進し、交通安全活動を通じて交通安全意識の啓発と高揚を図ります。

②道路交通環境の整備

◆渋滞箇所や事故多発地点、危険箇所などの改良を進め、交通環境を整備し交通事故の軽減を図ります。

◆高齢者や障がい者など歩行者に配慮した歩道の整備や段差の解消など「交通バリアフリー法」に基づき整備を図ります。

◆横断歩道や信号機の設置及び交通規制などを公安委員会や警察署に要請していきます。

### 主な事業

◆交通安全啓発事業

◆高齢者・子どもに対する交通安全教室

◆交通安全施設整備事業　◆危険箇所等改良事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 交通事故発生件数 | 件 | ↘ | 208 | 188 |
| | ※交通事故の発生件数 | | | |

＊ 交通バリアフリー法：高齢者の方、身体障がい者の方、そのほか妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進し、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、 信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。正式名称「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」。

## 基本施策　　防犯

### 現状と課題

本町における犯罪の発生は、比較的に少ないものの、近年の社会環境の変化に伴い増加傾向にあります。交通網の発達や生活スタイルの都市化により犯罪の広域化やスピード化、さらには低年齢化が進んでいます。また、家族や地域の連帯意識の希薄化などから、これまで地域に根づいてきた伝統的な犯罪防止機能を弱めることとなり、特に高齢者や児童、生徒等いわゆる犯罪弱者を狙った犯罪など、日常生活の安全を脅かす危険性が高まっています。

このような状況の中、町が住民の防犯意識の高揚や犯罪抑止を目的に行っている青色灯防犯パトカーによる巡回、町ホームページや町広報誌、ふじかわぐちこ安心ｅ-ネットを活用した防犯情報の発信など、これまで行っている活動の一層の充実と継続が必要です。また、地域安心安全の確立のため、地域住民の防犯意識の高揚を図るとともに地域コミュニティの活性化を図り、家庭、学校、職場、地域社会そして行政が一体となり、地域ぐるみの防犯体制を強化し、防犯機関が相互に連携し、犯罪の未然防止に努めることが必要です。

### 基本方針

防犯協会や防犯連絡所、自主防犯組織などの地域防犯活動を促進し、家庭、学校、職場、地域・行政・警察などの相互協力により、防犯体制の強化を図ります。また、防災行政無線やインターネット、ＣＡＴＶなどを活用して情報の共有化に努め、犯罪防止と住民の防犯意識の高揚を図ります。

また、青少年の非行を未然に防ぐため、家庭、学校、地域社会と行政が一体となったコミュニティ防犯運動を推進し、民間のボランティアや協力団体の組織を強化していくとともに、児童生徒、地域住民が安心して生活できる環境づくりを進めていきます。

### 施策の内容

①防犯活動の促進

◆犯罪の防止、青少年の非行防止など、パトロール活動や広報活動、住民参加による防犯活動を展開し、防犯意識の普及や啓発を図ります。

②防犯体制の充実

◆住民、警察、防犯関係機関と協力した地域防犯体制の整備、充実に努めます。

◆夜間の防犯抑止のため、道路等における防犯灯等の整備に努めます。

◆インターネットを利用した犯罪の防止について、関係機関と連携して進めます。



### 主な事業

◆青色灯防犯パトカー運行事業
◆自主防犯組織の育成事業
◆防犯に関する広報事業
◆防犯施設・設備整備事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 刑法犯認知件数 | 件 | ↘ | 236 | 213 |
| | ※刑法犯の認知件数 | | | |

## 基本施策　　消費生活

### 現状と課題

架空請求から振り込め詐欺など多種多様な手口での悪徳商法が横行しています。本町では、山梨県県民生活センターなどから送られてくる被害情報、消費生活相談員、地域住民からの情報に基づき、必要に応じてそれらの情報を掲載し、被害にあわないよう啓発しています。現状では、大きな被害を受けたという情報は聞いていませんが、恒常的に啓発していくことと、各種情報を提供していくことに努める必要があります。

金融庁の公表資料によると平成 22 年 6 月末時点で、消費者金融等やキャッシングの利用など無担保無保証借入の総人数は、約 1,538 万人で、そのうち約 107 万人（総借入人数の 6.95％）が多重債務者（金融庁の公表資料では、5 件以上の消費者金融事業者あるいはクレジットカードなどのキャッシングの利用による借入のある人）となっています。

また、借金の支払いを 3 か月以上遅延している人数は約 461 万人（総借入人数の 29.97％）となっています。

この状況に鑑み、国としても都道府県・市町村、関係団体も含めた総合的な対応策を示し、相談体制の整備や金融経済教育などの取組みを促しています。町としても、この状況に応じた対応を総合的に展開していく必要があります。

### 基本方針

広報誌や、広報用テレビ等で、各種情報の伝達を恒常的に提供していくとともに、高齢者や若者、主婦などといった、対象者を絞って、被害に遭わないような教室を、各種団体と連携して、必要に応じて実施していきます。

また、多重債務については、相談体制を確立していくとともに横の連携を密にして、多重債務者の支援に取組むとともに、多重債務に陥らないような啓発活動を成人のみならず、子どもたちにも提供していきます。

本町では、生活の省エネ化や、かしこい生活の仕方など、生活の質を高めていくような啓発活動も広報誌などで行っていきます。

### 施策の内容

①消費者意識の啓発

◆広報誌、テレビ「広報」及び防災行政無線等による情報提供及び各種団体と連携を図り、啓発活動を推進します。

②相談員の育成

◆消費生活にかかわる相談員の育成を支援します。

③多重債務者相談体制の確立と啓発活動の展開

◆町としての多重債務窓口を設置するとともに、行政内での横の連携や関係機関・団体との連携を図り、総合的な多重債務者対応体制を確立します。また、様々な場面や機会などを通じて多重債務に対する啓発活動を展開します。

④生活の省エネ化なども含めた自立する消費者啓発のための情報提供

◆広報誌、テレビ「広報」などでの情報提供と各種団体との連携などにより、生活の質を高める機運を広げていくよう努めます。

### 主な事業

◆消費者啓発事業

◆消費生活相談事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 多重債務相談件数 | 件 | ↘ | 3 | 1 |
| | ※多重債務の相談件数 | | | |

# 第５　情報通信網の整備したまち

## 基本施策　　高度情報ネットワーク社会への対応

### 現状と課題

本町では、町村合併及び新庁舎移転を期に庁内ＬＡＮ*を整備し、住民情報、財務会計、人事給与、グループウェア*などのシステムを構築し、また生涯学習館の開館に伴い図書館情報システムを構築するなど、行政システムの電子化を行っています。

一方、情報基盤を活用した公共アプリケーション*による住民向けのサービスが立ち遅れています。今後は、時間や場所を超えた情報の入手・発信が可能となる高度なネットワーク社会が構築されると予測されます。こうしたなか、県と県内全市町村による電子申請受付システムの共同事業によるサービスを行っています。現在、ＩＣＴ（情報通信技術）に関する国の施策に基づき、住民サービスの向上や費用対効果に優れたシステムの導入を目的に、電子申請、施設予約システム等の共同化について、山梨県や県内各市町村とともに推進しています。

複雑化するＩＣＴ活用に対応した行政システムの情報セキュリティ対策を図り、また、山梨県情報ハイウェイ等を活用した情報システムの構築を計画していますが、厳しい財政状況のなか、費用対効果を十分に検討し、効果的で効率的なシステムの構築が求められています。

### 基本方針

高度情報化社会に対応した、電子自治体システムの構築を推進するとともに、ＩＣＴを活用した様々なまちづくりを促進します。

### 施策の内容

①効果的な電子自治体の構築

◆行政事務のより一層の効率化に向けて、費用対効果を検証しながら、情報システムの整備を進めます。

◆住民の利便性向上や業務の効率化が期待できる手続きについて、山梨県と県内市町村の状況を十分把握しながら、情報システムの共同化を推進します。

②高度情報通信基盤整備の促進と活用

◆地域の特性に応じた情報通信基盤の整備や通信事業者の提供する通信基盤を活用し、地域間の情報格差（デジタルディバイド）を是正し、整備地域内の加入者の促進を図り、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化に役立てます。

＊庁内ＬＡＮ：庁舎内及び出先機関を接続するコンピューターネットワーク。
＊グループウェア：ＬＡＮ（組織内情報通信網）を活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図るソフトウェア。
＊アプリケーション：コンピューター上で動作し、特定の目的を果たすための機能を提供するソフトウェア。



◆情報通信基盤を利用して、お知らせ、イベント、防災情報などの各種行政情報の提供ができるシステムを構築し、住民サービスの向上を目指します。

③情報交流の推進

◆教育機関での情報教育の推進や学校間での情報交流を推進します。

### 主な事業

◆情報化推進事業
◆電子市町村システム共同化事業
◆地域情報通信基盤整備事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 電子申請可能事務件数 | 件 | ↗ | 40 | 70 |
| | ※電子申請の可能な事務件数 | | | |

# 第２章　人を育む教育・五感文化のまち

## 第１　学校教育の充実したまち

### 基本施策　幼児教育の充実

#### 現状と課題

少子化が進み子どもの減少が抑えられない状況のなか、本町では子育て環境の整備を図るため、未満児保育施設のこもも保育所を開設し、親が働きながら子育てができる環境づくりを推進してきました。現在本町には９か所の公立保育所と１か所の認定子ども園、私立の幼稚園が１か所ありますが、一部地域における幼児の減少は顕著になってきており、入所率の低下は今後も進むものと推測され、幼児教育の重要はさらに高まっていきます。将来にわたって良好な保育環境と効率的な運営が行えるよう、小中学校と併せた適正配置も検討していくことも急務となっています。

#### 基本方針

幼児期教育は、子どもの性格、人間形成にもっとも大きな影響を与えるとも考えられています。この大切な時期に的確な教育を与えられるよう、地域ぐるみの支援を促進するとともに、本町の豊かな自然や文化などに触れられるよう、さらなる幼児教育推進に努めていきます。また、地域、家庭、保育所、幼稚園、小学校と連携して、幼児が健やかに成長するよう環境の充実を図っていきます。

#### 施策の内容

①幼児教育環境の充実

◆安全かつ良好な就園環境を整えるために、地域、家庭、保育所、幼稚園、小学校との連携を強化し、働きながら子育てが出来る環境づくりをより一層進めていきます。

◆子ども未来創造館において、利用者の意見を聞きながら事業内容を研究し、子育て支援の推進を図ります。また、子育て支援に関わる関係各課と連携し、地域・家庭・保育所との支援体制の確立をはじめ、一人の児童に接する機会として、学校における生活情報など学校関係者との連携や県の児童相談所を含む県・町・学校の連携を図ります。



#### 主な事業

◆地域、家庭、保育所、幼稚園、小学校と連携の確立

#### 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 子ども未来創造館利用者数 | 人 | ↗ | 39,161 | 43,200 |
| | ※子ども未来創造館の利用者数 | | | |

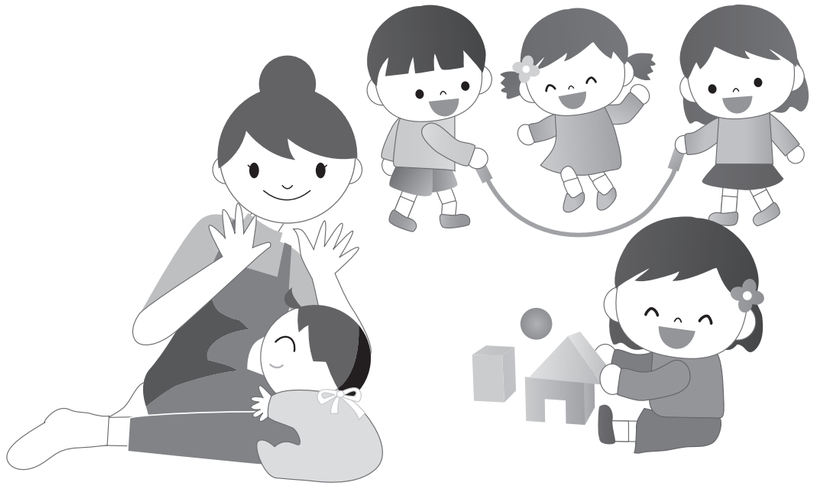

## 基本施策　　学校教育の充実

### 現状と課題

平成２３年度に精進小学校と勝山小学校、上九一色中学校と勝山中学校が統合したことにより、児童生徒数は８小学校、３中学校の町立11校と組合立の河口湖南中学校をあわせ、2,379人です。

これまでの課題であった、地域間格差は学習用コンピュータ室の整備をはじめとする施設整備や少人数教育、複式授業解消のための町単教諭の配置や、個別支援充実のための養護士の配置により解消してきています。また、校舎および体育館の耐震化も達成してきました。

今後は学校ICTの推進や地域学習の充実による学力の向上を図り、同時に家庭や地域の教育力の向上を背景にした変化する時代を的確に捉えた学校教育の充実により児童生徒の心身の発達を支援していく必要があります。

さらに、老朽校舎の改築を暫時行うとともに児童生徒数を見極めた教育効果の向上の観点から学校の適正化を進めていく必要があります。

### 基本方針

本町は、「輝く郷土、躍動する富士河口湖町の教育」を基本理念に、「たくましく心豊かな人づくり」「学びの環境づくり」「未来を築く文化づくり」の３つの基本目標を掲げ、豊かな自然や人々とのふれあいを通し、児童生徒が夢や希望を持って学び、未来を拓く知恵と豊かな人間性の基盤を培うべく、教育環境の推進を進めます。

施策の展開として、今後も少人数指導や複式授業解消のための町単教諭配置、教育相談員による児童生徒の相談、ＡＬＴによる国際教育、「人づくり学校づくり補助事業」などを継続していくとともに、教材機器の整備拡充を進めます。また、老朽化した学校施設の補修も順次進め、安全で快適な就学環境の推進に努めます。

また、いじめや不登校といった問題に対しても、児童生徒が自らの意思で伸び伸びと学校に通えるよう、早期発見・解決を目指し相談体制を充実させていきます。

一部地域においては、人口及び児童生徒数の減少により、極端な少人数学級が存在し、子どもにとって良好な学習環境が整わない学校が存在しているため、将来的な児童数の推移や地域の意向などを見据えたなかで、小中学校の適正規模化、統廃合も検討していきます。

障がいを持った子どもたちへの支援については、特別支援学級や普通学級のいずれに所属していても、適切かつ自立に向けた細やかな指導が行えるよう町独自で養護士を配置し、障がいの実態に即した学習指導に努めます。また、富士河口湖町適正就学推進委員会を立ち上げて、児童生徒の入学、入級が適切に行える体制を構築します。



### 施策の内容

①教育環境の改善・充実
- ◆老朽校舎を順次計画的に改善していきます。
- ◆学校の教育力向上のため、町単教諭、ALT、養護士を配置します。
- ◆教育機器を充実させ、授業の充実に努めます。
- ◆安全・安心な学校づくりのため地域保護者とも連携して多様な取組みをします。

②教育内容・指導の充実
- ◆環境や文化、自然に関する地域教材を積極的に取り入れた授業を実施します。
- ◆町内施設を活用したり、学校の環境を生かした特色ある教育課程を実施します。
- ◆指導内容の重点化を図り、基礎基本を重視した指導を行います。

③特別支援教育充実のために
- ◆適切な就学指導を行うための体制を整備します。
- ◆必要な教育環境を整えます。

④家庭・地域、保幼小中の連携と交流を深め、心の教育を推進します。

⑤より効果の上がる教育環境整備のために学校適正配置の施策を計画的に推進していきます。

### 主な事業

- ◆町単教諭配置事業
- ◆パソコンシステム構築事業
- ◆ＡＬＴ配置事業
- ◆人づくり学校づくり事業
- ◆小中学校適正配置推進事業
- ◆理科・社会科副読本作成事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 地域教材化実施校の割合 | % | ↗ | 8.0 | 100.0 |
| | ※富士山の自然・文化の教材化と授業を実施した学校の割合 | | | |

# 第２　生涯学習の充実したまち

## 基本施策　　生涯学習活動の支援

### 現状と課題

本町では、学校施設の増改築をはじめ、社会教育施設である中央公民館や各地区公民館、体育館やスポーツ広場、美術館、河口湖ステラシアターや河口湖円形ホールなどの施設を整備するとともに、平成 18 年度には、生涯学習*の拠点施設となる生涯学習館・子ども未来創造館が完成し、多くの来館者とボランティアに協力をいただきながら住民参加型の施設として定着しつつあります。また、フィールドミュージアム構想に基づき、町全体を生涯学習の場として、様々な教育、学習活動を展開しています。

特に、中央公民館や地区公民館では、各年齢層を対象にした講座、教室を開催するとともに、自主グループによる様々な活動も活発に行なわれています。また、生涯学習館・子ども未来創造館を拠点に他の行政機関領域とのネットワークや、学校教育との融合、体験活動やボランティア活動など社会参加への場の提供、地元ＮＰＯや企業などの民間の教育活動との連携など、社会教育の目的、機能、内容は、ますます拡張されています。さらに、生涯学習館では、旧河口湖町図書館ネットワークシステムを継続し、県内公共図書館とのネットワーク化や町内の各小中学校、高等学校の図書室とを結ぶ、ネットワークシステムが構築されています。

今後は、住民が利用しやすいよう、運営体制の充実がさらに求められるとともに、多様化、高度化する学習者等の住民ニーズに応えるための魅力ある教室、講座の実施など、学習機会や情報の提供、学習環境づくりが求められます。

### 基本方針

すべての住民が生涯を通じて、多様な学習活動や文化活動、スポーツ活動などに取組み、豊かな交流のなかで生活を楽しめるよう、総合的な生涯学習情報の提供、家庭、地域社会、学校、行政の連携など、「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる、生涯学習のまちづくり推進体制の整備を進めます。

また、近年、学習の高度化や多様化が進み、住民一人ひとりが、生涯を通じて新しい知識や技術を身につけ、生きがいを持って充実した生活ができるよう、学習機会と場を求めています。学習者のニーズの把握とともに必要となる学習を提供するため、「ライフワーク発見講座」の開催や、地域の大人が学習支援者となる「きらめき子ども塾」制度などの充実を図ります。さらに、家庭教育分野においては、「子育てサポーター」の養成をはじめ、相談窓口の充実など、子育ての社会化に向けた取組みを一層進めます。

＊ 生涯学習：一人ひとりが自分の人生を楽しく豊かにするために、生涯のあらゆる機会に行う、学習やスポーツ、文化活動、ボランティア活動、趣味などのさまざまな活動。



### 施策の内容

①生涯学習推進体制の充実
- ◆指導者、ボランティアの確保と養成を行い、発表、活動の場づくりを提供します。
- ◆新たな学習システム ( 課題 ) に関する情報収集、提供、相談体制の整備とともにＩＣＴを活用した学習機会の充実を目指します。

②生涯学習活動の推進
- ◆子どもから高齢者までの年齢層に合わせた学習機会の提供や学習グループの支援を進めます。
- ◆身近な教育施設 ( 公民館・分館等 ) を活用した学習活動の促進、子どもの読書活動を推進します。
- ◆富士山資料や地域資料、レファレンスサービス*の充実と利用を推進します。
- ◆ＮＰＯ等と連携した学習活動の充実を目指します。

③生涯学習施設の充実
- ◆フィールドセンター等の五感文化施設の充実を図ります。

### 主な事業

- ◆きらめき子ども塾制度
- ◆子育てサポーターリーダー養成講座
- ◆ライフワーク発見講座
- ◆生涯学習推進の集い
- ◆生涯学習人材バンク
- ◆体験ボランティア教室
- ◆各地区公民館まつり事業
- ◆図書館関係事業
  - ・ブックスタート支援事業、・読み聞かせ会、・文学散歩・朗読会・読書会

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 生涯学習人材バンク登録者数 | 人 | ↗ | 6 | 12 |
| | ※生涯学習人材バンクの登録者数 | | | |

＊ レファレンスサービス：利用者から質問・相談を受けて、調査・研究などのために必要な資料の紹介や、資料を探すためのお手伝いをすること。

## 基本施策　　家庭・地域の教育力の向上

### 現状と課題

子どもに対する家族や地域社会の教育力が低下し、若者の地域離れや連帯感の希薄化が進むなかで、本町では、「自然観察教室」や「ジュニアレンジャープログラム」、地元ＮＰＯとの共催事業など、地域の特性を活かした活動や、青少年育成富士河口湖町民会議による「子どもクラブ別親睦球技大会」の実施、「ジュニアリーダー研修会」など、地域にお住まいの育成会役員のみなさんと連携協力し、地域に根ざした様々な体験の場や機会の提供に努めています。また、指導者研修会の実施など、地域教育力の向上を目的とした青少年活動への指導、助言等の支援を行っています。さらに、青少年が地域社会の一員として、イベントや祭り、グループ活動やボランティア活動などに積極的に参画し、生き生きとした生活を送れるよう、町全体で青少年活動の活発化を支援するとともに、時代の変化に則した健全育成や非行防止活動を推進しています。

### 基本方針

すべての子どもは、次代を担う希望の存在です。今や子育ては、親だけの役割、家庭内で完結するものでなく、社会的に求められている事業です。本町では、家庭教育の充実に積極的に取組むとともに、豊かな人間性や社会性を育むため、スポーツ活動や文化活動、自然体験や生活体験、ボランティア活動、世代・地域間交流、国際交流など、青少年が様々な体験ができる機会や場の提供を行います。また、関係諸団体、機関と連携協力し、青少年の育成環境の整備をはじめ、「地域で子どもを見守り、育てる社会環境づくり」を進めます。

### 施策の内容

①家庭教育の充実
- ◆保護者等の積極的な家庭教育講座等への参加や将来親となる子ども達への学習機会を提供します。
- ◆積極的な広報活動を展開し、命の尊さ、思いやりなどを育む教育を推進します。

②地域で子どもを育てる環境づくりの推進
- ◆青少年育成組織の充実、体験活動推進体制の整備を進め、地域活動への子どもの参加を推進します。
- ◆指導者、リーダーの養成講座を開催します。
- ◆地域における声かけやあいさつ運動を展開し、防犯対策の啓発を推進します。

③子育てネットワークの推進
- ◆人材の育成、相談体制の充実を図り、地域で子どもを見守り、育てていく、地域ぐるみの子育て支援を進めます。



### 主な事業

- ◆1・2才児親子ふれあい教室
- ◆子育てグループ支援
- ◆幼児期子育て教室
- ◆ジュニアレンジャープログラム
- ◆ジュニアリーダー研修会
- ◆自然観察教室

### 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 家庭教育講座参加者数 | 人 | ↗ | 8,380 | 9,000 |
| | ※家庭教育講座の参加者数 | | | |

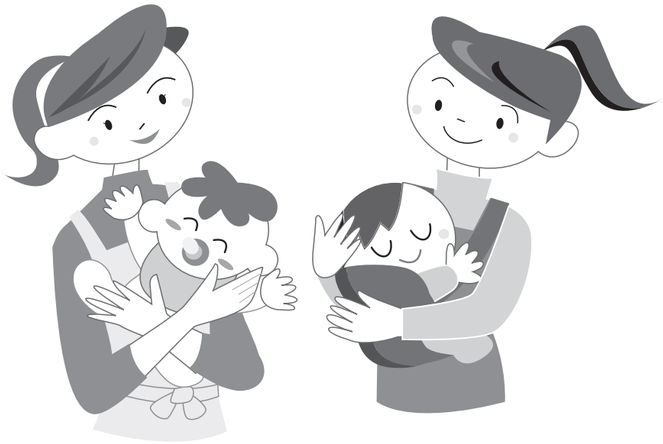

## 基本施策　　食育の推進

### 現状と課題

近年、社会情勢はめまぐるしく変化し、住民の生活スタイルも格段に多様化しました。それに伴い生活の基礎となる食生活にも変化が生じ、古くからあった「食」に対する感謝の気持ちが失われつつあります。また、栄養の偏りや生活習慣病といった健康に対する悪影響も深刻になっています。

まず、町民一人ひとりが健康と食に関する正しい情報を選択し、実践することは容易ではありません。気軽に食育にふれる機会を増やしていくことで食に対する確かな目を養い、食育や健康に対する町民の意識を高めていく必要があります。

次に町民実態調査の結果では、ご飯などの主食の欠食、魚介類・小魚類の欠食や動物性食品への偏りと摂取過多などが見られ、青年期から壮年期における朝食の欠食も目立ちます。また、時間の効率化などから中食や外食を頻繁に活用する町民も多く、伝統的食事の習慣が失われつつあります。今後、栄養バランスのとれた食事や食べ物と健康の関係を理解し、自分の身体にあった食事を選択する力をつけることが必要です。さらに、健康な身体づくりのための適度な運動や、規則正しい生活リズムと食習慣・歯みがき習慣を身につけることも重要です。

実態調査結果からは、家庭や地域で日常生活に組み込まれ継承されてきた日本型食生活や郷土料理（伝統食）、行事食などの食文化への思いもうかがわれます。郷土の歴史や伝統行事を背景とした町独自の食文化、日本の伝統ある食文化を次世代へ継承するための活動として「地産地消」を進めていく必要があります。

最後に、生活スタイルの変化とともに一人暮らしや核家族が増え、家庭内や地域社会における食を通じたコミュニケーションが希薄化しています。地域において、世代を越えて多くの人が気軽に集まり、ふれあえる機会が求められています。また、保育所や学校における友人との共食と同様に、地域でも豊かな人間関係を築くために、食を通じたコミュニケーションの活用が必要です。さらに、みんなで食事に関わる楽しさを大人から子どもへと伝えていくことも大切です。

### 基本方針

食育推進計画のもと、「食が育む元気なからだとゆたかな心　ふじかわぐちこ」を基本理念とし、これを実現するための２つの基本方針（①元気なからだづくり②ゆたかな心づくり）に沿って４つの重点目標を掲げます。家庭や保育所、学校、地域、事業所、行政がそれぞれの食育推進に取組んでいきます。

### 施策の内容

①食育と健康に対する町民の意識の向上
- ◆社会教育事業として、各種講習会や料理教室等学習の機会を提供します。
- ◆研究機関（大学）・生産者・消費者・行政のネットワークづくりを行い、町民の人材育成と食育の啓発を行います。
- ◆運動や食事メニューなどを情報提供し、町民が自主的に取組む支援をします。

②食生活と栄養バランスの改善
- ◆食生活改善推進員が中心となり、「栄養バランスガイド」を活用しながら、各地区で生活習慣病予防のための料理教室などを行います。
- ◆妊娠期から乳幼児期に基本的身体と栄養の教育を行い、家庭の食育の基盤づくりをします。
- ◆町内歯科保健の体制整備及び虫歯予防・歯周疾患予防を支援します。

③地産地消の推進と地域の食文化の継承
- ◆地産地消推進店や直売所などを増やします。
- ◆町内の食品衛生管理者・責任者と連携し食育研修会を開催します。
- ◆食材の生産や加工について、説明ができる人材を育成します。

④食を通じたコミュニケーションの活用
- ◆地域で自主的に食育推進に取組む企業・自主グループ・飲食店等を支援します。
- ◆高齢者、保育園児、保護者が一体となって積極的に野菜づくりや共食を実践し、地域の世代間交流を図ります。

### 主な事業

- ◆食育推進委員会の設置
- ◆人材育成のための食育講座
- ◆学校における「トップアスリートの食事」の紹介
- ◆食育まつりの開催
- ◆虫歯になりにくいおやつ（試食・レシピの配布）
- ◆「かむかむ３０」の推進
- ◆各種イベントにおける地域産物の直売
- ◆おやこ料理教室
- ◆情報発信（生産・製造・加工情報、販売ルートや直売所、安全・安心情報など）

### 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 食育の実践 | % | ↗ | 50.7 | 60.0 |
| | ※食育実践者の割合 | | | |

## 第３　地域文化の振興したまち

### 基本施策　　歴史・伝統・文化の保護継承と新たな創造育成

#### 現状と課題

本町では、「五感文化構想」を事業理念に、河口湖美術館、河口湖ステラシアター、河口湖円形ホール、大石紬伝統工芸館、河口湖ミューズ館などの文化・工芸・芸術施設を整備し、人々の感覚を刺激することを主眼とした文化芸術を積極的に取り入れ、まちづくりをすすめてきました。合併後には、根場地区の茅葺屋根住居を再現した西湖いやしの里根場を整備しました。

これらの文化施設では、観光産業との連携も図りながら体験事業や美術展・各種コンサートなどのイベントを開催し、住民が文化や芸術にふれる機会を創出してきました結果、体験や観賞のみならず、自ら実践している環境も整っています。

また、本町には、国指定の特別名勝富士山や名勝富士五湖や天然記念物の船津胎内樹型、富士・富岳・本栖などの風穴、精進の大杉、富士山原始林及び青木ケ原樹海、国の重要文化財冨士御室浅間神社本殿などの郷土の歴史を知るための貴重な資産があります。これからもフィールドミュージアム構想に基づき、地域の歴史や文化遺産の調査を進めて行かなければなりません。

住民が気軽に優れた文化・芸術・歴史・自然に触れることで、参加する喜び、創造する喜び、そして分かち合う喜び、住民の心に深く根ざし育まれることが、新たな文化の創造につながっていくものと強く期待されています。

さらに、住民のコンセンサスを得ながら「富士山世界文化遺産登録」を推進し、富士山を、人間と自然が共同で創り出してきた「文化的景観」として、日本のみならず、人類共通の「世界文化遺産」として後世に継承していくことが必要です。

#### 基本方針

これまで旧町村ごとに取組まれてきた文化、芸術など様々な活動を住民の財産として、積極的な事業展開を行い、住民意識の向上を促していきます。また、各文化施設は観光産業との連携を強化しながら、住民をはじめ県内外からのたくさんの方々が訪れ交流が図れる機会をつくるとともに、それぞれの文化の担い手を育成していきます。

歴史・文化財関係においては、長い歴史のなかで育まれてきた有形、無形の文化遺産を、その担い手を育てながら保存しその活用を図っていきます。また、本町には、永く後世に残していかなければならない貴重な文化遺産が多くあると思われ、放置しておくと消滅、散逸してしまうおそれがあります。これら文化遺産の調査･研究を進め、その保存と活用や次世代への伝統文化継承のために、町内の学校や地域との連携を図ります。



富士山は、その美しい姿が様々な芸術作品の主題となるなど、日本人の美意識と深く関連し、多くの人々に感銘を与え続けている名山です。住民の意見を反映しながら、その富士山を「世界文化遺産」として、後世に継承していきます。

#### 施策の内容

①文化遺産の保護
- ◆有形、無形の文化遺産を後世に残していくため、保護の啓発や維持管理の支援、後継者育成に努め振興を図ります。
- ◆文化財の散逸を防ぎその活用を図るため、保存施設の整備に努めます。
- ◆地域の歴史と文化資源の調査を行い、伝統文化を継承するため、後継者の育成を目指します。
- ◆指定文化財の保存を推進し、富士山の文化的価値の啓発に努めます。
- ◆埋蔵文化財調査並びに埋蔵文化財包蔵地の詳細分布調査を行います。

②芸術・文化活動の支援・充実
- ◆地域における自主的な文化活動を振興するとともに、身近で優れた芸術・文化に触れる機会を醸成するため、町内の芸術・文化団体を育成し活動を支援します。
- ◆芸術文化への参加機会を作ることにより住民が芸術文化にふれあい、感性を高め、新たな文化を創出し、根ざすことにより、地域の活性化を図ります。

③文化施設の整備・保全
- ◆多様な文化芸術活動に対応するため、文化施設を整備し、その保全に努めます。

#### 主な事業

- ◆国・県・町指定文化財保護事業
- ◆広報誌による文化財啓発事業（古の小径）
- ◆文化財調査、研究事業
- ◆音楽フェスティバルの開催（富士山河口湖音楽祭など）
- ◆音楽活性化、ふれあい事業（演奏家による学校や施設での演奏）
- ◆音楽文化ボランティア育成事業（サポーターズクラブにおける住民の参加）
- ◆文化活動支援育成事業

#### 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 音楽祭参加者数 | 人 | ↗ | 23,724 | 28,000 |
| | ※富士河口湖音楽祭の参加者数 | | | |

# 第４　生涯スポーツの振興したまち

## 基本施策　　スポーツ・レクリエーション活動の支援

### 現状と課題

本町には、体育館が船津地区・西湖地区・精進地区・本栖地区に各１か所、グラウンドが船津地区に２か所・小立地区１か所・勝山地区１か所・大嵐地区１か所・西湖地区２か所・精進地区１か所・本栖地区１か所・富士ヶ嶺地区１か所、芝生サッカー場が小立地区に２か所、テニスコートが小立地区に１か所２面・西湖地区に１か所２面、ボート・カヌー競技場・町民プールなどのスポーツ・レクリエーション施設が整備されており、また、各小学校等のグラウンド・体育館の住民への学校開放も行っています。

これらの体育施設を活かし、富士河口湖町体育協会や各種スポーツサークルなどを中心に、住民スポーツ大会や軽スポーツ大会、湖を活用したレガッタやカヌー大会、湖周辺の自然環境を利用したマラソン大会、ウォーキングなどが行われており、体力の維持、健康づくり、住民のふれあいや地域間交流の場となっています。

子どもから高齢者・障がい者などの住民が、スポーツ・レクリエーションに親しむことにより充実した余暇時間を過ごし、健康維持・体力づくりなどが図れるよう、スポーツ施設やスポーツ環境の充実など生涯スポーツの振興にさらなる取組みが求められています。

### 基本方針

スポーツ施設の計画的な整備を行い、その施設管理について効率的な管理運営が図れるよう指定管理者制度の導入を検討しながら、住民誰もがそれぞれの体力、年齢等に応じた生涯スポーツを振興していきます。

また、スポーツ・レクリエーション振興の担い手となる指導者の育成を図るとともに、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図ります。

さらに、全住民参加型の総合型地域スポーツクラブの充実、普及を目指します。

### 施策の内容

①生涯スポーツ・レクリエーションの振興

◆総合型地域スポーツクラブ*“クラブ富士山”の活動において各種の教室を開催し町内全域で取組みます。

◆指導者・ボランティアの育成を推進し、湖を利用したスポーツの普及を促進します。

◆町民プールの有効活用を図り、住民の健康とスポーツ振興を図ります。

◆ウォーキングのさらなる普及に努めます。

②スポーツ環境の充実

◆スポーツ施設の計画的な整備を推進します。

③競技スポーツの振興

◆体協・スポーツ少年団等各種競技団体の指導者の育成を図ります。

・指導者講習会等への推薦・補助

・指導員研修会への補助

### 主な事業

◆ヨガ教室等、各種教室の開催

◆町民皆歩の日ウォーキング大会

◆富士河口湖もみじマーチウォーキング大会

◆西湖ロードレース

◆河口湖レガッタボート大会

◆文部科学大臣杯日本カヌースプリントジュニア選手権大会

◆Ｂ＆Ｇ杯全国少年少女カヌー大会

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| クラブ富士山登録会員数 | 人 | ↗ | 140 | 250 |
| | ※登録された会員数 | | | |

＊総合型地域スポーツクラブ：地域において、子どもから高齢者・障がい者、初心者からトップレベルの競技者まで様々な住民が参加でき、参加者の年齢・興味・技術等に応じ色々な種目が楽しめる、総合的なスポーツクラブ。

## 第５　交流活動に対応したまち

**基本施策　　交流活動の推進**

### 現状と課題

平成 16 年５月に発足した富士河口湖町国際交流協会は、住民と外国人を繋げるパイプ役として、イベントなどを通じた交流に取組んでいます。また、音楽文化活動を通しての交流や学校間の国際交流も行われています。小中学校においては、外国の文化に早い時期から触れられるよう、ＡＬＴ(外国語指導助手)による国際教育などを進めています。今後は在町外国人へ向けた情報発信の充実（町広報誌やインターネットのホームページを利用して）を図るとともに、異なる文化を持った人々が相互に交流し、理解を深め体験の幅を広めるために国際交流を進めることが求められています。

### 基本方針

在町外国人をはじめ観光で本町を訪れる外国人にも過ごし易い場所作りを心がけ、さらに他地域の現状や活動の情報収集を行い、それを伝達できる環境を整備し、国際交流に対する住民のより深い理解を得られるような活動を進めます。海外派遣などの事業を通じ多くの国々やその人たちとの交流、相互の理解と友好親善を深め、世界の平和と繁栄にも取組みます。

また、東京都中央区や近隣市町村等、住民間の交流や観光客等の友好を深めながら、情報交換や、研究討議を進め、相互のまちの活性化や協力体制を図ります。

### 施策の内容

①交流活動の推進

◆外国語会話講座、国際交流に関する講座等を開催し交流の場を提供します。
◆海外派遣への支援及びホームステイ等の取組みを積極的に展開します。
◆住民間の交流や観光客等の友好を深めながら、相互のまちの活性化や協力体制を図ります。

### 主な事業

◆国際交流支援事業　　◆他市町村交流事業　　◆国民文化祭への協力

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 国際交流協会会員数 | 人 | ↗ | 27 | 37 |
| | ※国際交流協会の会員数 | | | |



# 第３章　人と地球にやさしいまち

## 第１　人権が尊重されるまち（社会保障制度の充実）

**基本施策　人権尊重**

### 現状と課題

人はだれもが皆、生まれながらにして自由と平等という基本的な人権を持っています。基本的人権は憲法で保障されていますが、今なお、人種や国籍、性、障がいなどによるいじめや、因習的な差別などいろいろな人権問題が発生しています。近年では、社会状況の変化に伴って、児童や高齢者虐待、Ｄ･Ｖ（ドメスティック･バイオレンス*）、インターネット等による人権侵害など新たな人権問題も発生しています。

住民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見を受けることなく、人権侵害が見過ごされないように人権擁護活動や人権擁護意識の啓発や高揚を図る必要があります。ともに生き、支えあう社会の一員として、お互いを思いやり、人権の尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できるよう、あらゆる場を通じた人権教育の推進に、学校、家庭、地域が緊密な連携を図りながら取組む必要があります。

### 基本方針

人権擁護委員を中心に、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動や巡回相談所の開設などにより、法律に関わる悩みや問題が多くなっているなかで人権問題などの相談に応ずるとともに、日本司法支援センターが平成 18 年 10 月からサービスを開始している「法テラス*」等と連携し、住民個々の問題に応じた情報提供活動を展開していきます。

また、いじめや児童虐待に対して、関係機関や学校、家庭、地域との連携により、子どもの人権に関わる相談体制や、適切な保護など早期に対応するネットワークの強化を推進し、職場や地域でのセクシャル・ハラスメントやＤ・Ｖ（ドメスティック・バイオレンス）、家庭内暴力の防止に向け、相談機能体制の整備を図ります。

＊ドメスティック・バイオレンス：配偶者やパートナー等の親密な関係にある（あった）異性からふるわれる暴力。
＊法テラス：全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指して設立された機関。日本司法支援センターの愛称は「法テラス」。

## 施策の内容

①ネットワークの整備
◆分野別に関係団体、関係機関とのネットワークを強化し、連携、協働して人権教育、啓発、救済を効果的に推進します。
②相談・カウンセリング体制の充実
◆特設人権相談、巡回相談、心配事・行政相談所の充実を図ります。
◆各種相談窓口、救済機関、公的支援制度などの様々な情報を効果的に広報に掲載し、問題の解決や自立に向けて相談体制の充実を図ります。
③人権教育・啓発活動の推進
◆学校、家庭、地域などあらゆる場面で、人権教育の推進や生涯学習の場において、人権尊重についての作文、ポスター、標語、講演会などを通じて、学習の機会を提供します。

## 主な事業

◆人権相談所開設事業
◆人権教育啓発事業

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 人権教育啓発事業の参加者数 | 人 | ↗ | 120 | 360 |
| | ※人権教育啓発事業の参加者数 | | | |

# 基本施策　　国民年金制度の運営

## 現状と課題

長寿社会を迎え、老後の生活資金としての年金制度の役割は非常に大きなものとなってきており、本町の年金受給者数も増加してきています。住民の年金権の確保については、住民本人の生活のみならず、町の財政や施策にも大きな影響をもっていますが、国民年金の未加入者や未納者の存在が大きな課題となっています。地方分権一括法が平成 12 年度から施行され、市町村における国民年金事務も機関委任事務から法定受託事務へと大幅な見直しがなされました。しかし、事務の分掌が変わっても、年金権の確保のために国が行う適用促進や保険料の納付関係の業務については、市町村が保有している住民情報が不可欠なものとなっています。国との協力・連携のもとに、効率的かつ効果的な事務処理を進めていくことが重要です。

## 基本方針

国との協力・連携のもと、住民の年金権の確保のため、住民福祉サービスや被保険者等へのよりきめ細かなサービスを推進していき、資格取得時における保険料の納付指導と口座振替や前納の促進を図っていきます。また、年金受給者の増加に伴い、正しい年金受給のしかたなど、年金相談体制の充実を図るとともに、町広報誌等への掲載など、住民の福祉と密接な関係のある事務は実情に即して運用します。

## 施策の内容

①口座振替の促進
◆資格取得時における保険料の納付督励、口座振替、早割の促進、前納制度等の推進に努めます。
②年金相談体制の充実
◆広報誌、パンフレット等の活用による制度の普及や、社会保険業務センターから提供される「被保険者情報」をもとに相談業務の充実を図ります。
③未加入者・未納者の解消
◆加入対策を推進するとともに、住所要件、年齢要件、生計維持要件を満たしているか確認し、免除制度、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度などの周知を図り、受給権の確保に努めます。

## 主な事業

◆日本年金機構等との連携をもとに年金相談体制の充実

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 年金相談件数 | 件 | ↗ | 1,200 | 1,320 |
| | ※年金の相談件数 | | | |

# 基本施策　　介護保険制度の充実

## 現状と課題

介護保険制度は、高齢社会を迎えるにあたり介護問題の解決を図るため、要介護高齢者等を社会全体で支援する仕組みとして、平成 12 年度にスタートし、現在では、我が国の高齢期を支える制度として定着してきています。町の要介護認定者や介護保険サービスの利用実績は、全国各地域と同様に年々増加しており、高齢者の生活機能の低下を防ぎ、維持・向上させるための介護予防や保健福祉サービスのあり方が大きな転換期を迎えています。このような状況に対応するため、国は、平成 27 年の高齢者介護の姿を念頭に置いた長期的な目標を立て、制度の維持可能性の確保、明るく活力ある高齢社会の構築等を基本的視点として、介護保険制度全般を平成 17 年度に見直し、平成 18 年度の介護保険制度の一部改正では、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本とし、住みなれた地域でいきいきと暮らすことができる環境づくりを目指す観点から、「介護予防」と「地域福祉」の向上に重点が置かれ、地域密着型サービスが創設されました。今後、少子高齢化の一層の進展が予想される中で、介護予防の推進に重点を置いたうえでの、各種介護サービスの充実が求められています。

さらに、国は、高齢者が自立した生活を営めるよう、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援サービスの 5 つのサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム*」の実現に向けた取組みを進めることとし、平成 23 年 6 月に介護保険法の一部が改正されました。

本町が実施した「高齢者の実態調査及び介護サービス利用意向調査」によると、高齢者の日中独居の割合が高く、介護・介助者の高齢化による、いわゆる老老介護の割合も高く、地域での見守り体制の充実等が課題となっています。また、希望する介護形態として在宅での介護を希望する方が多数を占めており、在宅サービスの充実を図るとともに、在宅介護を支える「地域包括ケアシステム」の構築が課題となっています。

## 基本方針

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の特性に応じた多様なサービスの提供、新たなサービスも視野に入れながら将来必要と推測されるサービスの提供体制などを計画的に整備し、目標実現に向けた施策を推進していくこととしています。また、介護保険事業の運営が円滑かつ適切に行われるよう、サービスの種類ごとの利用状況、計画の実施状況の点検・評価を行い、制度の充実に向け住民の意見や要望等を反映していきます。高齢化が進行するなか、だれもが健康で住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていきたいと望んでいます。この希望をひと

＊ 地域包括ケアシステム：地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。

りでも多く実現させるためには、住民自らが健康づくりや生きがいづくりに積極的に取組むことが重要となりますので、そのための支援を行います。

## 施策の内容

①実施体制の整備
- ◆介護保険法に基づき、保健・医療・福祉の連携をもとに、介護保険事業計画を３か年ごとに策定し、推進します。
- ◆被保険者間の負担の均衡を図るため、介護保険事業計画に基づいて３年ごとに保険料の見直しを実施します。
- ◆介護給付費の請求に対する点検の徹底を図り、介護サービスの内容や介護費用など介護給付費の適正化に努めます。
- ◆保険料の口座振替制度や納付窓口の拡大などによる収納率の向上に努めます。

②介護予防事業の推進
- ◆65 歳以上の二次予防高齢者*、一次予防高齢者の健康増進のため、地域包括支援センターと協働で各種健康教室を開催し予防の向上に努めます。
- ◆参加者のすそ野を広げるべく事業の普及啓発を図るとともに、高齢者の住み慣れた地域での居場所づくり（高齢者サロン）を進めます。

③地域包括支援センターの機能強化
- ◆地域包括ケアシステム構築に向け、公的な介護・医療保険サービスや、住民の主体的な活動などインフォーマルサービス等を有機的に連携・連結させていけるよう努めます。
- ◆高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの確立を目指すことを目的に、地域の担い手である介護支援専門員への包括的・継続的ケアマネジメント支援についても強化していきます

④介護予防・日常生活支援総合事業の創設に向けての取組み
- ◆町の主体性を重視した事業で、多様なマンパワーや社会資源の活用を図りながら要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や生活支援サービス（配食や見守り等）を総合的に提供できるよう、法改正に伴い新たなサービスとして位置づけられるので、その対象や運用について柔軟に対応します。

## 主な事業

- ◆介護予防事業
- ◆第５期介護保険事業計画の策定
- ◆地域ケア会議の設置及び運営
- ◆介護予防給付事業

＊ 二次予防高齢者：65 歳以上で生活機能が低下していて、要支援または要介護になるおそれの高い高齢者。



## 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 介護予防事業参加者数 | 人 | ↗ | 3,912 | 5,000 |
| | ※一次予防事業の参加者数 | | | |
| 介護予防事業参加者数 | 人 | ↗ | 50 | 100 |
| | ※二次予防事業（運動器向上・栄養改善・口腔機能改善）の参加者数 | | | |
| 介護予防給付事業 | 件 | ↗ | 600 | 700 |
| | ※介護予防ケアマネジメント年間件数 | | | |

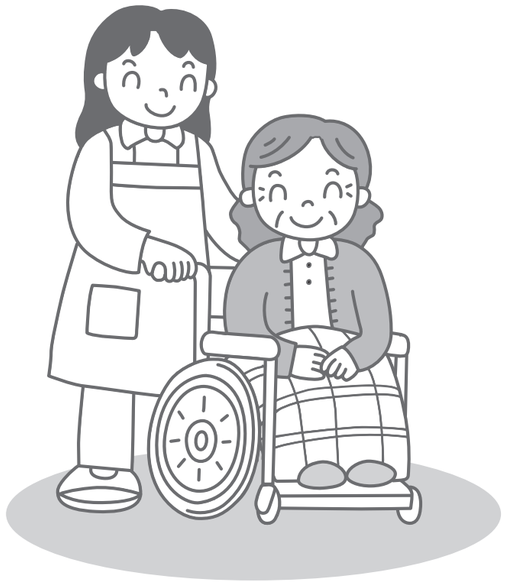

## 基本施策　　国民健康保険制度の運営

### 現状と課題

国民皆保険時代のなかで、本町においても医療保険の柱として、住民の健康と医療の確保に重要な役割を果たしてきました。しかし、近年の急速な高齢化や医療の高度化により医療費の増大が続くなか、被保険者の構造的な問題や経済情勢により、財政的にますます深刻な状態になっており、その解決を図ることが大きな課題となっています。

国の医療制度改革により、国保事業も多岐にわたり改革が進んできていますが、制度の維持及び安定的運営を確保し、住民が安心して医療サービスを受けられることが必要です。

また、住民の健康生活の向上と医療費の抑制の観点から、疾病の予防、重症化の予防など、保険、健康増進、福祉の各分野と連携し、健康づくりを推進していく必要があります。

### 基本方針

国民健康保険制度についての正しい理解を求め、国保財政の健全化を図るため、徴収体制の強化を図り、適正受診による医療費の適正化や健康づくりなどによる医療費の抑制に取組んでいきます。

### 施策の内容

①国民健康保険制度の理解促進

◆国保制度、医療費の現状、被保険者の負担状況などについて、広く住民の理解を深めるため、広報活動の推進に努めます。

②収納率の向上

◆国保税の収納率向上のため、口座振替の推進など収納体制の充実に努めます。

③医療費（給付）の適正化

◆レセプト*審査体制の充実と疾病予防活動の推進を図り、医療費の適正化に努めます。

④保健事業の充実

◆疾病の予防、早期発見による重症化防止を図るため関係各分野との連携を強化し、保健事業の推進に努めます。

＊ レセプト：医療費を計算するための薬、処置、検査などが書いてあるもの。



### 主な事業

◆富士河口湖町健康なんでも相談 24（電話健康相談）

◆理学療法士・運動指導士による健康教室

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 健康なんでも相談件数 | 件 | ↗ | 408 | 600 |
| | ※健康なんでも相談の受付件数 | | | |

## 基本施策　　後期高齢者医療制度の運営

### 現状と課題

長寿社会を迎え、高齢者における医療の確保を図るための後期高齢者（75 歳以上）医療制度の役割は非常に大きなものとなってきました。

高齢者の医療給付費の確保については、住民本人の生活のみならず、町の財政や施策にも大きな影響をもっていますが、高齢者の増加や医療の高度化による医療費の増加が大きな課題となっています。そのため平成 20 年 4 月に都道府県単位ですべて市町村が加入する広域連合が、「財政運営全般」を行い、市町村が、高齢者における保険料徴収と窓口事務を行う後期高齢者医療保険制度が創設されました。しかし、事務の分掌が変わっても、医療給付費の確保のために広域連合が行う保険給付、審査、支払い、保険料率の決定、保険料賦課等の業務については、市町村が保有している住民情報が不可欠なものとなっています。広域連合との協力・連携のもとに、効率的かつ効果的な事務処理を進めていくことが重要です。

### 基本方針

後期高齢者医療制度についての正しい理解を求め、適正受診による医療費の適正化や健康づくりなどによる医療費の抑制に取組んでいきます。

広域連合との協力・連携のもと、医療費の確保のため、住民福祉サービスや被保険者等へのよりきめ細かなサービスを推進していき、資格取得時における保険料の納付指導、口座振替の促進を図っていきます。また、医療給付費の増加に伴い、適正受診のしかたなど、後期高齢者医療制度の相談体制の充実を図るとともに、町広報誌等への掲載など、住民の福祉と密接な関係のある行政事務は実情に即して運用します。

### 施策の内容

①後期高齢者医療制度の理解促進

◆新たな医療制度のため、高齢者に制度を正しく理解していただく広報活動を行います。

②徴収体制の強化

◆年金からの特別徴収と保険者自ら納める普通徴収となるため、徴収強化に努めます。

◆高齢者のため、口座振替を促進します。



### 主な事業

◆後期高齢者医療制度の理解啓発活動

◆後期高齢者医療制度相談窓口

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 後期高齢者医療制度啓発回数 | 回 | ↗ | 3 | 8 |
| | ※後期高齢者医療制度の啓発回数 | | | |

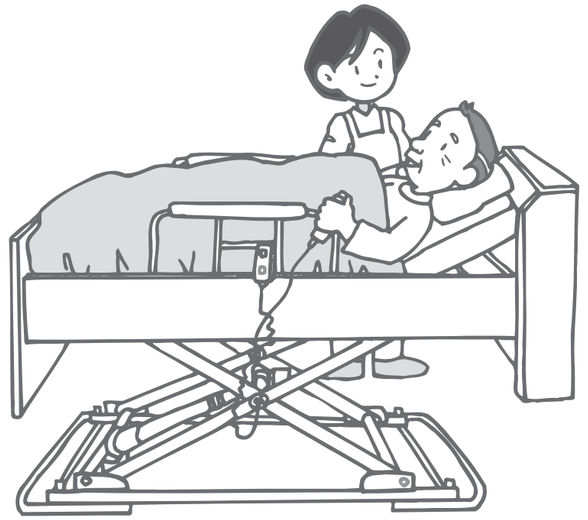

## 第２　地域福祉の充実したまち

### 基本施策　　地域福祉の推進

#### 現状と課題

少子高齢化や家族形態の変化により核家族、一人暮らし、高齢者世帯などが増え、地域での福祉に対するニーズは増加するとともにその内容も多様化してきています。もはや福祉の問題は一部の人だけの問題ではなく、すべての人にかかわるものとしてとらえられるようになってきました。

また、近年の厳しい社会経済情勢により、全ての年齢層において生活不安の増大や孤立化が進み、孤独死や虐待、ひきこもり、自殺などが社会問題となっています。このような中、ますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、現在の福祉制度やサービスだけでは十分に対応できなくなっています。

誰もが住みなれた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていくために、地域住民や地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス提供者、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を築きながら“ともに生き、支えあう社会づくり”が求められています。

そこで、地域の福祉力、教育力、住民の自立力を活用し、各種団体と地域住民が中心となったネットワークを強化し、支えあいの地域づくりを進めていく必要があります。

また、地域福祉の役割を担っている社会福祉協議会の運営及び事業を支援していく必要があります。

すべての人が、人としての尊厳をもって、住みなれた家庭や地域のなかで安心してその人らしい自立した日常生活を送ることができるまちづくり、地域福祉の推進に向けて、行政、地域、事業者の協働による取組みが重要となっています。

#### 基本方針

身近な地域で誰もが地域福祉を考え、気軽に助け合い、支えあうシステムづくりの活動として、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉委員、各種福祉団体が中心となって、小地域福祉活動を推進しています。この活動を大きく広げ、地域で活動している様々な団体やグループと連携を図り、地域で支えあうネットワークの拡大強化を進めます。

また、身近な地域で憩える場や地域活動（情報・知識・技術の習得、人材・活動拠点の確保）など生涯学習の場が提供される地域づくりや参加しやすい仕組みづくりなど、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、利用者本位のサービスが受けられる仕組みづくりを推進します。



#### 施策の内容

①地域ぐるみ福祉ネットワークづくり

◆地域のなかで安心して暮らせる社会づくりのため、地域ぐるみで福祉の推進を図ります。

◆小地域福祉活動の展開とボランティアの人材育成や登録を推進し、福祉意識の啓発に努めます。

②地域福祉推進体制の充実

◆地域のなかで安心して暮らせる社会づくりのため、地域福祉推進体制の充実に努めます。

・各福祉計画の推進

③相談支援

◆住民の様々な福祉ニーズにきめ細かく対応するため、情報提供や相談体制、相談員の育成・確保に努めます。

・個々のケアマネジメント*の充実

・相談窓口の強化、情報提供、相談員の養成、研修、ＰＲ

④ユニバーサルデザインの取組み

◆安心して快適に暮らすことができるよう、人にやさしいいまちづくりを推進します。

#### 主な事業

◆セーフティーネットワーク支援事業
（小地域（自治会・隣組等）福祉活動推進事業）

◆地域福祉計画策定

◆災害時要援護者支援マニュアル策定

◆福祉施設の改修、整備事業

#### 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| ボランティア登録者数 | 人<br>団体 | ↗ | 24<br>16 | 26<br>18 |
| | ※ボランティアセンターの登録者数 | | | |

＊ケアマネジメント：個々の要援護者の生活状態に合わせて、ニーズに合う社会資源についてのきめ細かいプランを作成し、これに基づいてサービス等の社会資源を提供していく仕組みのこと。

## 基本施策　　高齢者福祉の充実

### 現状と課題

本町ではこれまで高齢者が生涯にわたり健康で安心して生活できるよう、様々な事業を展開してきましたが、保健・福祉サービスのさらなる充実を図るため平成24年3月に「いきいき安心高齢者の町」を基本理念とした「富士河口湖町第6次高齢者保健福祉計画～健やかな福祉のまち推進プラン～」を策定し、これに基づいて介護保険サービス、地域支援事業、保健福祉サービス、高齢者の生きがいづくり等の施策を展開しています。

平成23年4月の高齢者人口は5,410人で高齢化率20.67%（表1－1）となっており、平成26年には高齢者人口5,990人、高齢化率22.8%に達する見込みです。

平成12年度に開始された介護保険制度は、利用者本位、高齢者自立支援、利用者による選択を基本理念に、社会が連帯して支える社会保険システムとして構築されました。

制度開始から5年が経過したところで制度全般に検討され、介護認定者数の増加、要介護認定軽度者の増加、介護の重度化、施設入所者の増加等の課題が見えてきました。これらに対応するため、平成18年度に介護保険制度の改正が行われ、高齢者の廃用症候群、老年症候群による生活機能低下を、早期発見、早期対応により防ぐための、健康診査、地域支援事業、予防給付などの事業が創設され、予防重視型システムへの転換、施設給付・負担のあり方などの見直し、新たなサービス体系の確立がなされ、サービスの質の確保・向上が図られました。

また、平成24年度から3年間の第5期介護保険事業計画においては、介護・医療・予防・住まい・生活支援が一体となって提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めることが盛り込まれました。

これらの制度改正に加え、要介護認定者の増加、サービス利用料の増加等により、町の介護保険料は、見直し期間の3年ごとに増加している現状です。

高齢者の健康寿命の延伸、活動的な85歳を目指すための廃用、老化症候群の予防、早期発見、早期対応のための法律、地域特性を活かした支援体制の整備は急務です。事業内容も科学的根拠に基づく効率的な対応が求められています。

そうした状況のなかで、高齢者が住みなれた家庭や地域社会で自立した生活を送れるよう身近な相談システムの充実を図るなど地域社会全体で支える体制を整えるとともに、介護保険制度と連携しながら高齢者福祉サービスの充実を図り、高齢者が住みやすいまちづくりを促進する必要があります。



### 〔1. 高齢者の現状 〕

#### (1)老齢人口等の推移

表1－1（人）

| | 平成22年 | | 平成23年 | | 平成24年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 総人口 | 26,118 | | 26,173 | | 26,273 | |
| | 12,802 | 13,316 | 12,847 | 13,426 | 12,838 | 13,335 |
| 前期高齢者 | 1,273 | 1,424 | 1,266 | 1,422 | 1,358 | 1,527 |
| 後期高齢者 | 1,023 | 1,659 | 1,090 | 1,735 | 952 | 1,573 |
| 高齢者 計 | 2,296 | 3,083 | 2,356 | 3,157 | 2,310 | 3,100 |
| | 5,379 | | 5,410 | | 5,513 | |
| 高齢化率（%） | 17.93 | 23.15 | 18.34 | 23.51 | 17.99 | 23.25 |
| | 20.59 | | 20.67 | | 20.98 | |

#### (2)高齢者世帯の状況

1－2(世帯)

| | 一般世帯 | 65歳以上の高齢者のいる世帯 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 高齢者単身世帯 | 高齢者夫婦世帯 | 高齢者同居世帯 |
| 平成7年 | 6,339 | 231 | 241 | 1,778 |
| | 100.0% | 10.3% | 10.7% | 79.0% |
| 平成21年 | 9,195 | 640 | 625 | — |
| | 100.0% | 7.0% | 6.8% | — |
| 平成22年 | 9,173 | 674 | 647 | — |
| | 100.0% | 7.3% | 7.1% | — |
| 平成23年 | 9,285 | 702 | 657 | — |
| | 100.0% | 7.6% | 7.1% | — |
| 平成24年 | 9,519 | 758 | 671 | — |
| | 100.0% | 8.0% | 7.0% | — |

## 基本方針

「富士河口湖町高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が地域社会でいきいきと暮らせるよう、福祉サービスの充実や、日常的な健康づくりなど多様な活動機会を提供するとともに、地域社会への積極的な参加、さらには高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を生かすまちづくりを進めていきます。

また、介護予防、重度化予防だけでなく、健康のあらゆる段階に見られる健康維持、回復、増進を進め、社会的な支援のネットワークを構築し、情緒的、手段的支援で高齢者の生活を支援することで生き甲斐を持つ活動的な 85 歳、健康寿命の延伸を目指します。

「自立支援」を徹底するため、今までの予防給付の対象者から二次予防事業対象者の間を行き来するような高齢者に対し、切れ目のない総合的なサービスの提供が出来る介護予防・日常生活支援総合事業の創設を目指し、ケアマネジメント体制等を見直し新しい介護予防サービスを行います。

## 施策の内容

①介護予防推進の充実

◆年々増加している認知症に対する予防・相談・支援等一連の施策に取組みます。

◆活動的な 85 歳・健康寿命延伸・生活機能の維持向上のために高齢者自らが、積極的に生活し活動性を高めるための情報提供、活動支援、環境整備を行います。

◆一定の基準（健康チェックリスト）、高齢者世帯、独居高齢者、地域情報から生活機能低下に陥る高齢者の発見と早期対応を行います。

◆優先的に支援を必要とする高齢者への対応体制を推進します。

②包括的支援の充実

◆要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者に対し自らによる確実な取組みを支援します。

◆要支援状態の改善、重症化予防のための活動的な取組みを各種サービス、介護予防給付で支援します。

◆本人の主体的な活動と身体的・精神的・社会機能の維持向上を目標に、支援計画を作成するとともに、目標達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆介護予防事業をはじめ、地域支えあい人材育成や認知症サポーター養成、見守りネットワーク構築等に取組みながら様々な社会資源を活用し、継続的かつ包括的なケアシステムが行われる体制の整備を図ります。

③高齢者の自立支援の推進

◆高齢者が住みなれた地域や家庭でいつまでも安心して生活が送れるように、自立を支援するための施策を推進します。

④保健福祉サービスの充実



◆高齢者生活支援事業（ヘルパー派遣・生きがいデイサービス、配食サービス、ふれあいペンダント）の充実を図ります。

◆介護予防・日常生活支援総合事業（配食や見守り等）創設に向けての取組みを進めます。

⑤社会参加との生きがいづくりの推進

◆高齢者が社会・地域とかかわりをもち、一人ひとりが充実した生涯を送れるように、様々な地域活動への積極的な参加を促進します。

⑥地域ネットワークの構築

◆社会福祉協議会を中心としたネットワークの強化や、高齢者虐待防止ネットワークを構築します。

⑦高齢者福祉施設の充実

◆高齢者の自立支援と生きがいづくりの中心となる施設、老人福祉センターのバリアフリー化等の整備を促進します。

## 主な事業

◆介護予防・日常生活支援総合事業
◆地域ケア会議の開催
◆介護予防活動支援事業（地域見守り人材育成事業・認知症予防事業等）
◆寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
◆ヘルパー派遣事業
◆生きがい活動支援通所事業
◆生活管理指導短期宿泊事業
◆配食サービス事業
◆ふれあいペンダント事業
◆訪問理美容サービス事業
◆小地域福祉活動事業

## 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 小地域福祉活動数 | 箇所 | → | 15 | 25 |
| | ※「高齢者及びいきいきサロン」の開設数 | | | |

## 基本施策　　障がい者福祉の充実

### 現状と課題

本町の障害者手帳保持者は、身体障害者手帳822人、療育手帳130人、精神障害者保健福祉手帳93人（平成23年4月1日現在）で、増加傾向にあるとともに、障がいの重度化・重複化、障がい者の高齢化が進んでいます。

障がい者福祉については、家族構成の変化や地域社会の変化、それらに伴うニーズの多様化はもとより、障がい者自らサービスを選択し利用する支援費制度が平成15年度から導入され、障がい者を取り巻く社会情勢は、「保護」から「自立」へ大きく転換しました。平成18年度からは、福祉サービスや公費負担医療費*について、身体、精神、知的の三障がいを一元化して共通制度化した障害者自立支援法が施行され、さらなる「自立」への転換期となり、障害者自立支援法の円滑な施行が求められています。また、障害者総合支援法の施行が始まります。

本町では、障害者自立支援法施行に伴う障害福祉計画と併せて「ともに生き　笑顔輝く　地域の輪」を基本理念として「富士河口湖町障害者基本計画・障害福祉計画」を平成24年3月に策定しました。この計画に基づき、障害者自立支援法の目的である「障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざす」まちづくりを進めています。

心身障がい児者に作業を通じて生きがいと社会参加を促す小規模作業所「ハーバル工房」は、富士河口湖町社会福祉協議会や心身障がい児を見守る父母の会を中心に、福祉運動会などのイベントを通じて、障がい者（児）と住民との活発な交流に取組んでいます。また、平成18年度からは、指定管理者制度を導入して管理運営がされ、平成19年度には、地域活動支援センターとして、町の中心的な活動の拠点となりました。

町内には、県立「富士ふれあいの村」が整備され、障がい者福祉の拠点施設「富士ふれあいセンター」、身体障がい者療護施設「はまなし寮」、「ふじざくら支援学校」の3つの福祉施設が設置され、福祉の拠点として活用されています。また、富士北麓圏域ネットワークの拠点としてもその中枢を担い、圏域内の障がい福祉拠点としてさらなる活用が望まれます。

### 基本方針

「ともに生き　笑顔輝く　地域の輪」を基本理念として「障害者基本計画」、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を策定しました。これらの計画に基づき施策を推進していきます。

＊公費負担医療費：社会福祉や公衆衛生の観点から国又は地方公共団体が特定の対象者に対して、公費によって医療に関する給付を行う制度。



### 施策の内容

①障がい者福祉の推進

◆障がい者福祉の方向性として、「多様性に配慮した共に生きるための社会づくり」「安心して暮らせる地域づくり」「互いに支えあう人づくり」この3つの基本方針に基づき、誰もが尊重され、安心して生まれ育ち、いきいきと暮らせる富士河口湖町を目指します。

・地域住民の経験や能力を活用したボランティア活動等の推進
・地域コーディネート機能の充実
・誰もが安心して出かけられ、災害が起きても安心な地域づくり推進
・情報提供・収集の充実

②相談・支援業務の充実

◆障がいの予防と早期発見、早期療育体制の充実や身近な相談支援体制の整備を進めます。

③在宅福祉サービスの充実

◆利用者本位の日常生活支援体制と生活環境の整備を進めます。
◆障がいの重度化や高齢化への対応や権利擁護*体制の充実を図ります。

④地域社会への参加の促進

◆外出及び社会参加、地域生活移行、就労及び雇用支援を進めるとともに、障がい者に対する住民の正しい理解の啓発を促進します。

⑤地域生活支援の充実

◆地域活動支援センターと障害者自立支援協議会の機能強化を進めます。

### 主な事業

◆相談支援事業
◆移動支援事業
◆更生訓練費給付事業
◆日中一時支援事業
◆点字・声の広報等発行事業
◆精神障害者社会復帰相談支援事業
◆日常生活用具給付等事業
◆地域活動支援センター事業
◆施設入所者就職支度金給付事業
◆奉仕員養成研修事業
◆自動車運転免許取得・改造助成事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 居宅介護等サービスを受けている障がい者の数 | 人 | ↗ | 14 | 20 |
| | ※居宅介護等サービスを受けている障がい者の人数 | | | |

＊権利擁護：自己の権利を表明することが困難な障がい者などの代わりに、代理人が権利を表明すること。

# 第３　女性がいきいきと活動するまち

## 基本施策　　男女共同参画社会の推進

### 現状と課題

近年、女性の社会的役割が高まってきている一方、家庭や職場における男女の固定的役割分担*意識は依然として残っているのが現状です。本町では平成 18 年度に「ふじサンサンプラン」を策定し、推進委員会を中心に関係諸団体等と連携し、シンポジウムや講座の開設による啓発活動や学習活動を進めているほか、住民主体で運営する「女性交流センター」を設置し、男女共同参画社会の実現に向けての諸活動に努めています。男女共同参画社会基本法の制定を受け、男女が仕事や地域活動においてそれぞれが十分に能力を発揮できるよう、男女共同参画意識の啓発と男女が活動を続けられる社会環境の整備が求められます。

### 基本方針

家庭や職場、地域社会のあらゆる機会への女性参加の確保や安心して子育てができるとともに、男女の個性を尊重する環境整備や「ふじサンサンプラン」を着実に推進します。

### 施策の内容

①男女共同参画社会の実現

◆「ふじサンサンプラン」の推進と定期的な見直しを進めます。
◆男女の固定的な役割分担意識の是正を促進します。
◆委員会や審議会等への女性の参画や男女が共に社会活動を続けられる支援体制の充実を図ります。

### 主な事業

◆地域（自治会・区）への出前講座
◆広報等による啓発活動
◆家庭教育の推進活動
◆職場での研修会・学習会の開催

＊ 固定的役割分担：「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など性別を理由として、役割を固定的に分けること。



### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 男女共同参画啓発事業 | 回 | ↗ | 5 | 6 |
| | ※地域（自治会・区）への啓発事業回数 | | | |
| 男女共同参画啓発事業 | 回 | ↗ | 3 | 4 |
| | ※住民への啓発事業講演会回数 | | | |
| 男女共同参画活動支援事業 | 人 | ↗ | 204 | 216 |
| | ※男女共同参画交流の広場の利用者数 | | | |

# 第４　子どもが健やかに育つまち

## 基本施策　　児童福祉の充実

### 現状と課題

平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、『富士河口湖町行動計画』を策定し、子育て支援の充実を図っています。

本町では、地域的な人口の増加、共働き家庭やひとり親家庭の増加、核家族化などにより、保育所への低年齢児の入所希望が増えているため、保育サービスの充実や多様化、保育所の整備などが求められています。また、住民ニーズの多様化、家庭環境の変化などによる子育てに不安を持つ保護者の増加により、きめ細かい相談・指導、子育て情報の提供や各種子育て支援事業の実施、子育て家庭に対する支援など、子どもがのびのびと育ち、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めていく必要があります。

これらへの対応として、育児に不安を抱える親たちを支援するため、また、児童虐待を未然に防ぎ、健康な親子を育てるため、つどいの広場や子育て支援家庭訪問事業など､新しい子育て支援事業を実施しています。また､保育サービスの充実については､多子世帯・ひとり親世帯・低所得世帯への保育料の軽減やこもも保育所の増築なども実施してきました。

今後はさらに子育て支援の充実を図るべく、ファミリーサポートセンターの活用や子育て支援センター設置を視野に入れ、新規事業や子育てサークルの普及などネットワーク化にも取組む必要があるとともに、子ども・子育て 3 法への適切な対応も必要になります。

また、母子保健・医療サービスの充実に関しては、保健師や各関係機関との連携により、子育てに関する知識の普及、保健指導、成長発達の確認が確実に行われており相談体制も充実しています。

今後は、確実に行われている一次スクリーニング*後の療育の専門機関の確保が必要です。スクリーニングされた子どもや親たちを指導する受入体制の整備が重要です。

### 基本方針

子どもを安心して産み、育てられる環境づくりのため、きめ細やかな子育てサービスの提供と地域や関係団体等との連携による幅広い子育て支援の体制づくりを進めます。

また､「すくすくとのびやかに笑顔あふれるふじかわぐちこ」を基本理念とした「次世代育成支援行動計画」に基づく総合的な児童の健全育成施策を推進します。

＊ 一次スクリーニング：乳幼児の健康を広く基本的に観察する第一段階のこと。



### 施策の内容

①子育て支援サービスの充実

◆次代を担う子どもたちが地域のなかで、健やかに生まれ育つことができるように、乳幼児期や学齢期における各種の子育て支援サービスや親子のふれあい事業等を計画的に実施するとともに、きめ細やかな情報提供に努めます。

②保育サービスの充実

◆多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに子育てに係る経済的負担の適切な軽減を推進し地域に開かれた保育所づくりを進めます。

③子育て支援ネットワークづくり

◆子育て支援に関するきめ細やかな情報提供に努めるとともに、同じ世代の子どもを持つ保護者などにおける交流を支援します。

④母子保健・医療サービスの充実

◆保健師と各関係機関との連携により、子どもの成長発達の確認、保健指導及び相談体制を一層充実させ、さらに、誰もが安心して子育てできるための保健・医療・育児支援の情報を発信していきます。

・一次スクリーニング*後の療育専門機関の確保　・子育てに関する知識の普及
・子育て相談、保健指導　・中学 3 年生までの子どもの医療費助成

⑤障がい児施策の充実

◆障がいの早期発見や発達段階に応じた支援に取組みます。

・発達相談の充実　・疾病等の早期発見・療育の推進

⑥児童虐待防止対策の充実

◆子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を促していくため、連携体制や相談等の取組みに努めます。

・要保護児童対策地域協議会の機能強化　・個別支援対応の充実
・実務者会議、個別支援会議の充実

⑦子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

◆各種団体との連携により、パトロール活動や情報の啓発などを実施し犯罪等の起こりにくいまちづくりに努めます。

・地域における通学路等のパトロール活動の推進

### 主な事業

◆つどいの広場（子育て相談・栄養相談）
◆こんにちは赤ちゃん事業 ( 子育て応援訪問事業 )
◆放課後児童健全育成事業
◆延長保育・一時保育・障がい児保育・ホリデー保育・未満児保育事業
◆保育料軽減

＊ 一次スクリーニング：乳幼児の健康を広く基本的に観察する第一段階のこと。

◆ファミリーサポートセンターの運営
◆母親クラブの活動支援
◆児童家庭相談（養護・虐待・発育・発達・子育てなど）
◆育児支援家庭訪問事業
◆ふじかわぐちこ安心ｅ-ネットの活用
◆母親学級・両親学級
◆育児学級
◆乳幼児健康診査
◆新生児訪問
◆乳幼児医療費助成事業
◆子ども医療費助成事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| ファミリーサポートセンター利用者数 | 人 | ↗ | 69 | 90 |
| | ※ファミリーサポートセンターの利用者数 | | | |

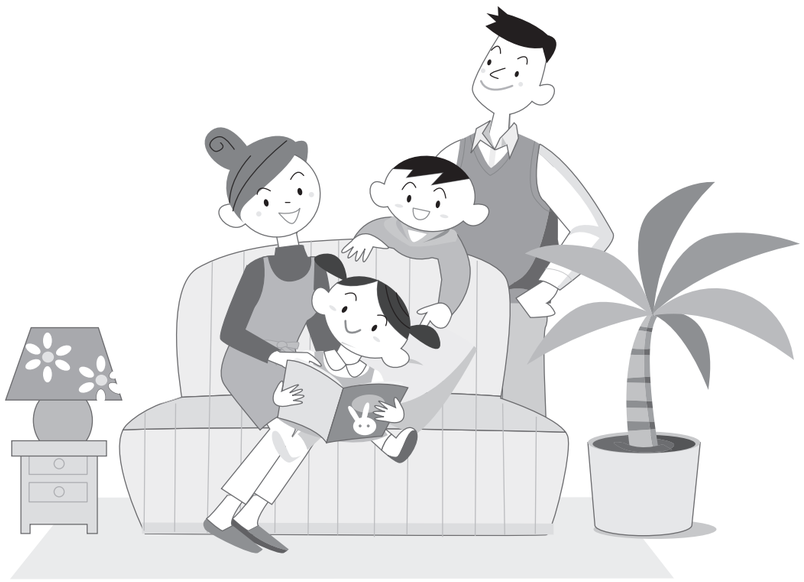



## 基本施策　　ひとり親福祉の充実

### 現状と課題

近年増加するひとり親家庭には、社会的経済的に不安定で、就業や育児、家事など多くの問題を抱えている世帯も少なくありません。

特に母親の家庭では、子ども養育の悩みのほか、経済面で大きな不安を抱えています。制度としては、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成制度などの経済的な支援とともに、母子家庭等の自立支援として就業支援等も進めています。今後は、保育サービスや放課後児童対策の充実など、母親や父親が安心して働ける環境づくりや相談窓口の充実、ひとり親家庭相互の連携・協力体制づくりを進める必要があります。

また、経済的に不安定な環境や、家庭状況の不安定等により、児童虐待につながるケースも考えられますので、児童虐待防止ネットワークの機能強化を図る必要もあります。

### 基本方針

自立に向けた各世帯の状況に応じた、育児支援や家庭訪問を行える相談体制を構築するとともに、ひとり親家庭の保育料の軽減や医療費助成制度の充実を図り、ひとり親家庭の親が働きやすい環境づくりを推進します。

また、児童虐待防止ネットワークの機能強化を促進します。

### 施策の内容

①児童・家庭相談
◆相談体制の充実を図ることにより様々な悩みなど、支援体制の充実を促進します。
②放課後児童クラブ健全育成の充実
◆放課後児童の健全育成に係る支援サービスに努めるとともに、児童館、子ども館の充実と未設置の地区への整備を図ります。
③母子家庭等の自立促進
◆母子家庭等の自立促進を推進します。
・就業、日常生活支援及び個別支援プログラムの作成

### 主な事業題

◆子育て支援家庭訪問事業
◆放課後児童健全育成事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 放課後児童クラブ年間実利用者数 | 人 | ↗ | 5,365 | 6,500 |
| | ※放課後児童クラブの年間実利用者数 | | | |

# 第５　健康・医療の充実したまち

## 基本施策　　健康寿命の延伸

### 現状と課題

高齢化社会の進展や、生活環境の多様化に伴い、疾病構造が変化し主要死因である「がん」「心疾患」「脳血管疾患」の原因となる生活習慣病が増えています。それらの疾病は乳幼児期からの生活習慣が大きく影響すると考えられ、生涯を通じた健康づくりが必要になっています。

平成 20 年度の医療制度改革に伴い、医療保険者は 40 歳から 74 歳未満の者に対し生活習慣病の予防及び改善に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられることになり、町においても壮年期になる前の乳幼児・学童、青年期から全住民を対象とした生活習慣病予防のためのポピュレーションアプローチ*を重視した健康づくり活動の推進が必要です。

そこで、「すべての住民が健やかで心豊かに生活でき、元気あふれる富士河口湖町」とするため、平成 17 年 3 月に制定した「富士河口湖町健康のまちづくり条例」に基づき、平成 19 年には「富士河口湖町健康のまちづくり計画」を策定し、町民の健康寿命の延伸や健康で心豊かな生活をおくるための施策を展開してきました。第 1 期計画の計画期間が平成 24 年度で終了すること、また計画策定から 4 年余りが経過し、社会経済情勢や町民ニーズも大きく変化していることから平成 24 年度から第 2 期計画策定を進めています。

住民一人ひとりが、自ら理想とする健康像を描き環境と能力に応じた目標を定め生涯を通じて主体的に健康づくりに努力していくことが大切です。

町としても健康診断受診率の向上や正しい知識の普及を図るとともに、より健康になるためウォーキングなどの運動や禁煙、減酒などを推進するほか、関係部署や医療機関、住民団体・ボランティアなどと連携を図りながら、各種事業、教室、相談等を通じて住民の健康づくりを推進しています。

さらに、これらの事業を推進するうえで保健センターの整備が必要となっています。

### 基本方針

富士河口湖町健康のまちづくり運動を効果的に推進するには、健康づくりに関わる情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識をもつ必要があります。そのため全住民に向けて、生活習慣病予防知識の普及のための情報発信や知識の提供をしながら、重要な課題は何かを選択し、従来から実施している事業の量、質的評価などを検証し、根拠に基づいて取組むべき具体的な目標数値の設定をします。

＊ ポピュレーションアプローチ：メタボリックシンドロームの概念や生活習慣病予防の基本的考え方を住民に広く普及すること。



計画の目標を達成するためには、生活習慣病を改善し、健康づくりに取組もうとする住民の自らの自覚とこれを推進するための行動が不可欠です。そのため、町は、医療機関、教育機関、企業、ボランティア団体など健康に関わる様々な関係機関と連携し、個人が健康づくりに取組むための環境を整備し、住民の健康づくりを支援していきます。

なお、平成 20 年度の医療制度改革に伴う特定健診と保健指導体制等の充実という課題もあり、地域医師会への協力を要請し、体制の充実を図ります。また、住民の疾病の早期発見・早期受診に関しても、従来から実施している各種がん検診の実施や受診機会の増加等も含みながら、今後もより充実した健診・保健指導を推進します。

健康づくりは、①栄養・食生活②身体活動・運動③休養・こころの健康づくり④たばこ⑤アルコール⑥歯の健康⑦糖尿病⑧循環器疾患⑨がんの９つの健康課題について、基本的な考えのもとに進めていきます。

### 施策の内容

①健康のまちづくり計画の推進

◆生涯を通じた生活習慣病予防に関する知識の普及を図るとともに、長寿健康社会を実現するため、各種検診の受診率向上を図るとともに、関係部署や医療機関、教育機関、住民団体、ボランティアなどと連携を図りながら各種事業、教室、相談等を通じて町民の健康づくりを推進します。

また、町民自ら健康に対する正しい知識を得てそれに基づく行動へとつながり、健康づくりが地域へ根付くための取組みを進めます。

・健診（数値目標設定）・保健指導の必要性の普及
・関係機関との調整
・疾病の予防　・生活習慣の改善　・地域に根付いた健康づくり

### 主な事業

◆健康診断（基本健診・特定健診・がん検診・骨粗鬆症検診・歯科検診）
◆がん検診推進事業
◆健康教育（疾病予防教室・禁煙教室等）
◆健康相談（心の相談・栄養相談）
◆健康のまちづくりウォーキング
◆健康のまちづくり人材養成事業
◆健診未受診者へのアプローチ活動

### 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| がん検診受診率 | % | ↗ | 26.6 | 40.0 |
| | ※がん検診の受診率 | | | |

### 基本施策　　地域医療体制の充実

#### 現状と課題

町内の医療機関は、山梨赤十字病院（内科、小児科、外科等 20 の診療科目）、一般診療所 17（内科・小児科 12、外科 3、産婦人科 1、眼科 1）、歯科診療所 13 があり、船津地区、小立地区に集中しています。また、上九一色地区には、歯科の開業医があるだけで、地域住民の医療体制への不安や不便を補うため、山梨赤十字病院等へ福祉巡回バスを運行してきましたが、平成 25 年度から富士高原診療所を開設し、上九一色地域の医療体制の充実を図ります。

また、山梨赤十字病院の産科病棟を増築し、地域医療再生計画事業として周産期医療体制整備（ＮＩＣＵの設置）がされました。

#### 基本方針

多様化する医療ニーズに対応できるよう、病院・診療所や在宅医療の充実を図るとともに、高度専門医療を担う広域医療体制の強化、救急医療体制の充実を図っていきます。

#### 施策の内容

①病院・診療所や在宅医療の充実

◆山梨赤十字病院、富士吉田市立病院を中核とし、町内の医療機関や保健、福祉部門との連携を図りつつ、地域医療体制の充実を図ります。

②災害時医療情報ネットワークの整備

◆災害時における医療情報ネットワークを図るため衛星携帯電話を設置します。

#### 主な事業

◆福祉巡回バス運行事業
◆休日の在宅当番医制の周知と救急医療の適正利用の啓発
◆歯科保健連絡協議会設置
◆関係機関との協議

#### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 衛星携帯電話設置数 | 台 | → | 0 | 3 |



## 第６　環境にやさしいまち

### 基本施策　　自然環境の保全

#### 現状と課題

本町は、富士箱根伊豆国立公園内にあり富士山とその火山噴出物で堰きとめられた４つの湖、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖があり、青木ヶ原樹海、富士ヶ嶺高原など緑豊かな自然と山々に恵まれた日本屈指の景勝地を形成しています。国の自然公園法制度が創設され、当初の目的だった風景地の保護に加えて生物多様性の保全という目的も追加され、自然環境の保護活動は一層推進されています。

一方、富士山周辺の森林部や御坂山系では、いまだ廃棄物の不法投棄が後を絶たないのも現状です。

また、道路網の整備や住民人口の増加、観光客誘致を推進するなかで、自然と調和のとれた景観美化活動も急務となっており、環境や景観の保全や質の向上など世界遺産にふさわしいまちづくりと結びつけた活動が重要です。

#### 基本方針

本町は、富士箱根伊豆国立公園内にあり、自然公園法によりその目的である原始的景観の保護から集落景観も含めた保護まで各種規制により保護されています。今後も法の趣旨を逸脱することなく遵守しながら、必要に応じた地種区分の見直しを要請していきます。また、「富士河口湖町自然環境を守り育む条例」に基づいた自然環境の保全と、町内各所への花の植栽による環境美化との総合的な景観づくりを推進します。

#### 施策の内容

①自然保護の推進

◆富士山における車両の不法乗り入れや、ごみの不法投棄による環境破壊を防止するためのパトロールや啓発活動など県や近隣市町村、ＮＰＯなどと連携しながら、自然環境保護のために活動を推進します。

②花トピア推進事業

◆町内に点在する大小の公園や空地、個人の庭先などに行政と住民の協働により花であふれる魅力的で美しい町並みを形成します。

#### 主な事業

◆車両乗り入れ防止パトロール
◆不法投棄監視パトロール
◆まちなみ花壇推進事業

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 不法投棄件数 | 件 | ↘ | 44 | 30 |
| | ※不法投棄の件数 | | | |

# 基本施策　　環境衛生・循環型社会の実現

## 現状と課題

本町では、平成 23 年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、長期的な行政目標と方針に基づいて、効率的かつ継続的に一般廃棄物処理の施策を推進することを定めています。ごみ処理に関しては、可燃ごみ及び不燃ごみはステーションにおいて回収しています。可燃ごみについては、全町が富士吉田市へ委託処理しています。不燃ごみについては、河口湖地区は町のじん芥処理場において、また、勝山、足和田、上九一色地区は青木が原ごみ処理組合において処理しています。粗大ごみについては、じん芥処理場へ直接搬入するか、または、ステーションにおける回収により、業者へ委託し処理しています。新聞、段ボール、雑誌などの資源物については、自治会による回収を進めています。その他、びん、缶、ペットボトル、発泡スチロールなどはリサイクルセンターへ直接搬入するか、備え付けのリサイクルボックスにおいて回収しています。ごみの減量化対策としては、リサイクルセンター※やリユースセンター※を整備し、ごみの分別の徹底や再資源化を図るほか、生ごみ処理器設置費補助制度、事業系ごみの一部有料化、また、平成 18 年度には指定ごみ袋制度を導入するなど減量化、再資源化を進めています。

その他、湖畔や山林などへの不法投棄が問題となっています。不法投棄防止看板の設置、監視パトロールの実施、住民や関係機関と連携を図り防止していく必要があります。

## 基本方針

本町は、ホテル、旅館などの事業系から排出される生ごみが可燃ごみのうち約半数を占めています。ごみの減量化の観点から、これらの食品残渣を有効に再利用できるシステムの構築に努めます。

現在、不燃ごみの処理に関しては、町のじん芥処理場及び青木が原ごみ処理組合の二つの施設を利用している状況ですが費用面、公平公正な行政サービス、煩雑化、施設の老朽化などから一本化の検討を進めます。また、住民一人ひとりがごみ処理問題に関する意識の啓発を高め、分別の徹底、再資源化など減量化対策を推進していきます。

＊ リサイクルセンター：使用済みの製品などの原料を再資源化や再利用するために回収する施設。（船津・小立・大石・勝山・足和田地区）

＊ リユースセンター：一度使用して不要になったが、まだ使えるものを修理などを行い、他者に譲り、再使用してもらう施設。（河口・勝山地区）

〔1.ごみ量の推移〕

（単位：t）

| 平　成 | 可　燃 | 不　燃 | 粗　大 | 資　源 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 14　年 | 10,930 | 986 | 887 | 158 | 12,961 |
| 15　年 | 10,004 | 1,085 | 681 | 157 | 11,927 |
| 16　年 | 10,157 | 1,144 | 413 | 165 | 11,879 |
| 17　年 | 10,419 | 1,158 | 343 | 169 | 12,089 |
| 18　年 | 10,790 | 978 | 818 | 194 | 12,780 |
| 19　年 | 10,775 | 883 | 635 | 191 | 12,484 |
| 20　年 | 10,567 | 824 | 668 | 208 | 12,267 |
| 21　年 | 10,669 | 851 | 724 | 154 | 12,398 |
| 22　年 | 10,615 | 745 | 717 | 291 | 12,368 |
| 23　年 | 10,567 | 747 | 720 | 264 | 12,298 |

## 施策の内容

①ごみの減量化・リサイクルの推進

◆生ごみの堆肥化と有効利用、フリーマーケット*による再使用の促進など、ごみの減量化を推進します。

◆ごみの減量、資源化に向けて、資源ごみの分別収集を徹底します。

◆リサイクル･リユースセンターの利活用を図り、ごみの再生と再使用を推進します。

②環境に配慮した適正なごみ処理の推進

◆不燃ごみの処理は、二ヶ所の施設で行っていますが、費用面や施設の老朽化などから統合整備を推進します。

◆不法投棄防止看板の設置、監視パトロールの強化など住民や関係機関と連携を図り防止に努めます。

◆住民と企業などが町内の一斉清掃を実施し、美化意識の高揚と環境美化を図ります。

## 主な事業

◆生ごみ処理機器設置費補助金の促進

◆町内一斉清掃の推進

◆リサイクル・リユースセンターの活用促進

◆不法投棄監視パトロールの強化

◆資源ごみの自治会回収の促進

◆分別収集の推進

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 一人当たりごみ排出量 | kg | ↘ | 404 | 304 |
| | ※町民一人当たりのごみ排出量 | | | |

＊フリーマーケット：主に大規模な駐車場や公園などで古くなった生活用品や衣類などを販売や無料で配布すること。



# 基本施策　　エネルギー対策

## 現状と課題

20世紀は科学技術がめざましく発達し、経済が右肩あがりに成長した世紀であり、それに伴って私たちの日々の暮らしも便利で快適なものに変化してきました。しかし、その発展を支えてきた化石燃料の大量消費は地球温暖化を招き、すでに世界各国の産業、気象、生態系に対して深刻な影響を及ぼしはじめています。地球温暖化を防止するために国際的なとりきめである京都議定書が平成17年2月に発効し、今後は国だけではなく地方自治体にも一層の地球温暖化対策の推進とクリーンエネルギーへのシフトが求められることになります。また、日本は、化石燃料の大部分を海外からの輸入に頼っているため、将来に向けて安定したエネルギー供給体制の構築と環境にやさしい新エネルギーを開発することが課題となっています。

また、東日本大震災を受け、国においてエネルギー政策の根幹をなす「エネルギー基本計画」の全面的な見直しなどが今後予定されるなど、地球温暖化防止対策には少なからず影響が及ぶことが想定されます。

市民生活や事業活動においては、エネルギー資源のうち特に電気について、節約する動きが東日本大震災以後広くみられるようになってきています。この動きを持続し、省エネルギーのライフスタイルの定着へと高めていくことが必要です。

## 基本方針

今後もエネルギー消費及び二酸化炭素排出量は増えると予想されており、新エネルギーの導入など新たな対策が必要となっています。本町においても、地域の特性を活かした利用可能なエネルギーを把握し、行政と住民が協働し新エネルギーの導入を推進します。

また、新エネルギーの導入による学習機会や行政が率先的に導入し、環境にやさしいまちづくりのための取組みを促進します。

## 施策の内容

①自然エネルギーの利用促進

◆町の地形や、気象状況に合った自然エネルギーの活用の可能性を検討するとともに、助成金制度を制定し普及に努めます。

②新エネルギーの推進

◆$CO_2$削減を図るため公用車への低公害自動車の導入推進や、新エネルギーの公共施設などへの導入による学校教育・住民への啓発活動を推進します。

## 主な事業

◆住宅用太陽光発電システム設置補助事業

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 住宅用太陽光発電システム設置件数 | 件 | ↗ | 175 | 535 |
| | ※住宅用太陽光発電システム設置の累計件数（現状値は、H19 ～ H23 までの累計値） | | | |

# 基本施策　　下水道

## 現状と課題

本町は、富士北麓流域下水道関連公共下水道として、昭和 52 年度から、公共下水道事業に着手し、昭和 61 年度から一部の地域で供用開始となり、平成 23 年度末においては、認可区域 1154.3ha のうち整備面積は 838.36ha であり、普及率約 69.22％、水洗化率約 89.22％となっています。また、平成 18 年 3 月に旧上九一色村南部地区の合併により、精進特定環境保全公共下水道 25ha、本栖下水道 8.6ha の維持管理も併せて行っています。

本町は、豊かな自然環境に恵まれた風光明媚な国内屈指の国際観光地域であり、住民が効果的な運用を図るため、将来にわたりこの尊い自然環境を保全することが最重要課題となっています。

また、下水道事業は衛生的で快適な住環境を創出するために最も有効な施策であるため、地域住民の環境に対する意識の向上を啓発し、整備区域内の積極的な水洗化向上に協力していただく必要があります。

さらに、恵まれた自然環境を次世代に承継するために、下水道事業を含めた環境教育を推進する必要があります。

## 基本方針

下水道の整備は、快適な生活環境や円滑な産業活動を営むために不可欠な要素であり、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖や河川、地下水等の水質汚濁防止と生活環境の改善・向上を図るため、住民のコンセンサスを得るなかで下水道事業を促進します。

## 施策の内容

①公共下水道の整備

◆衛生的な生活環境への改善や水質汚濁などを防止するため、下水道の整備を進めます。

◆土地区画整理事業については、開発事業との整合を図り、効率的に事業を進めます。

②水洗化の普及・促進

◆補助金・資金融資あっせん制度等の啓発と利用を積極的に推進し、併せて指定工事事業者の指導育成を図り、水洗化の普及・促進に努めます。

## 主な事業

◆富士北麓流域下水道関連公共下水道事業
◆本栖下水道事業
◆精進特定環境保全公共下水道事業
◆水洗化啓発事業

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 公共下水道加入率 | % | ↗ | 87.0 | 90.0 |
| | ※公共下水道への加入率（事業認可内の水洗化率） | | | |

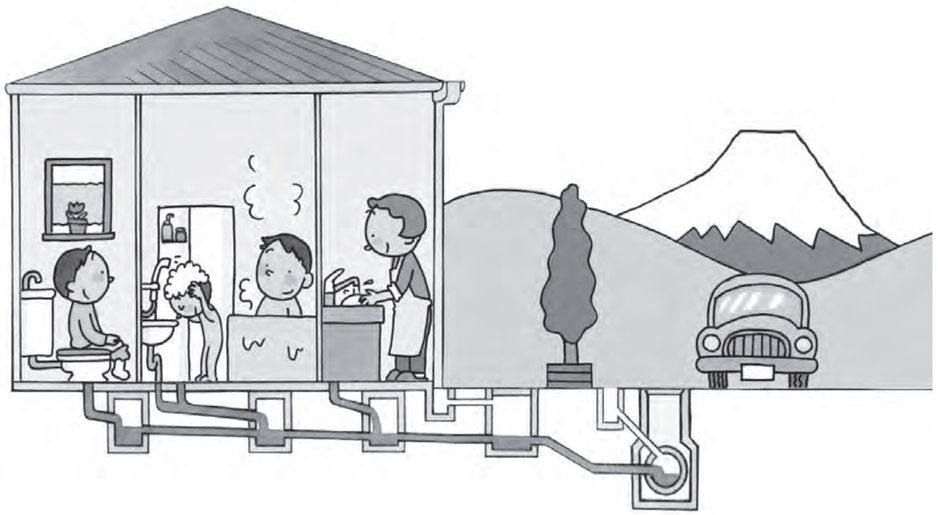



# 第７　水資源の保全と活用のまち

**基本施策　　湖・河川の保全、活用**

## 現状と課題

本町は、「日本の湖水地方」をキャッチフレーズに展開しており、河口湖・西湖・精進湖・本栖湖の富士五湖の内４湖が存在しています。

河口湖・西湖については、昭和 57 年、昭和 58 年の河口湖の増水による浸水被害対策として平成５年に山梨県が恒久的な治水対策として工事した「嘯新放水路」の整備終了後も山梨県と協調し、水位調整等防災対策に取組むとともに、「釣り・水上スポーツ・遊覧船等」観光資源として活用されています。

精進湖についても、「釣り・水上スポーツ (特にカヌー) 等」観光資源として活用されています。

本栖湖については、「水上バイク・モーターボート等」動力船の乗り入れを規制しておりますが、「釣り・遊覧船等」観光資源に活用されています。

準用河川については、河口湖流入は 14 河川、西湖流入は５河川、精進湖流入は１河川あり砂防事業や、河川改修事業などを促進します。

湖や河川の防災機能の向上とともに、親水性の向上（河川敷の有効利用）や環境保全 ( 生活廃水の流入による水質汚濁の改善 ) のなど、親しまれる湖・河川環境づくりを進める必要があります。

## 基本方針

比較的開発が進んだ河口湖、静寂の西湖・精進湖・本栖湖、それぞれ特徴を持つ湖の現状保護と有効的な開発は、「日本の湖水地方」をキャッチフレーズとする町の将来像から、国立公園の特別地区として、「自然保護と便利さ」とあいまって論議を呼ぶところですが、「自然をいかした湖・川」を目指しつつ、安全な社会基盤の形成、頻発する渇水の解消による安心できる生活の確保、地域からの要望のきれいな水と緑の水辺の創出、個性豊かな活力のある地域づくりを基本方針とし、自然を擁護した整備を促進します。

## 施策の内容

①砂防事業、河川改修事業及び環境景観の保全

◆災害を最小限に食い止めるため、自然環境、景観の保全に配慮しながら、治水機能の向上に向けて準用河川の改修、水辺環境の整備などを促進するとともに、町管理河川の整備を進めます。

②水質汚濁の防止促進

◆湖の水質汚濁の防止を図ります。

## 主な事業

◆河川改修事業

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 湖畔清掃活動件数 | 回 | ↗ | 38 | 50 |
| | ※ボランティア、企業等の年間実施回数 | | | |

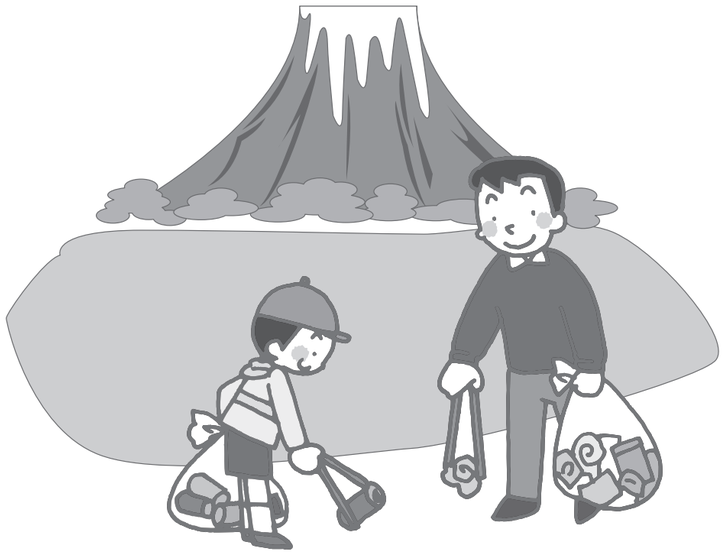



# 基本施策　　上水道

## 現状と課題

（上水道、河口・大石簡易水道）

現在の給水人口は上水道約 19,200 人、簡易水道が約 6,400 人であり、上水道は船津・小立・勝山の 3 地区からの構成で事業を展開しています。

簡易水道は、11 か所ありましたが、一部統合され 10 か所となっています。本町の有する水道水源は全体で 40 か所あり、その種別割合は深井戸が 9 割、湧水水源及び伏流水水源が 1 割となっています。総管路延長は約 350km 程で、そのうち約 230km が簡易水道の管路総延長となっています。配水池は 29 か所のうち 8 割はＲＣ造りです。

また、年間取水量は約 1,000 万トン程です。

上水道事業について、管路整備はほぼ順調に進んでいます。30 年前は住宅地等がほぼ一地域に密着していて配水池や水源池もその戸数や給水人口に対応してきましたが、現在は住宅地のド－ナツ化現象により南岸地域に激増し、その急速な発展に対応すべく、配水池、水源池の改良、増設が必要とされています。今後も住宅、アパ－ト等の建設により給水人口の増加が見込まれており、その対応策として配水池等の整備拡張工事や未整備地域の配管網の整備が必要となってきますが、その財源を確保するためにも慎重に計画する必要があります。

整備に伴い、水道料金の見直しや漏水対策を継続するなかで、有収率を上げ、さらに、歳出削減の推進をしていき、健全な水道行政を運営する必要があります。また、全体的な課題として水量の確保と一部地域の水圧不足、赤水対策などにも対処していく必要があります。

一方各地区簡易水道事業の歴史は古く、それぞれ組合水道から創設され様々な変遷を経て簡易水道事業として経営を行っています。本町の簡易水道は、合併以前の旧村単位でしたが、それぞれ現在に至っています。河口簡易水道事業は、深井戸と御坂山塊からの湧水により各世帯に給水を行っていますが、この地区の配水管は老朽化が著しく、しかも原水水質に鉄分を多く含有していることにより、管に錆びが腐食し、長い年月には管内が腐食し易い状況にあるため、安定した給水を行えない可能性が生じてきています。その対策として年次計画のなかで配管の布設替えを実施している状況です。また、同時に滞留水による管内の赤水もそれにより徐々に解消されています。

大石簡易水道について、創設は河口簡易水道とほぼ同時期です。かつては、大石簡易水道・湯口水道・松風台専用水道とそれぞれが独立した経営を行っていましたが、現在は統合されています。また、大石地区は、深井戸と湧水と山の伏流水により取水し、松風台水源は深井戸とそれぞれ形態の異なる取水のなか、特に湯口水道については既存水源水量が不安定であることにより慢性的な水不足の状況にありましたが、山梨県が実施した、若彦路トンネルの工事による湧水を利用し、若彦配水池を平成 21 年度に新設することができ、松風台地区を統合し、安定的な給水の確保を図っています。

（足和田地区簡易水道）

足和田地区の簡易水道においては、配水本管の概ね 90％以上が耐震性に優れた配水管への布設替えが行われていますが、さらに耐震化等の整備が必要です。給水区域内においても一部の地域で配水管の未整備箇所があるため、今後の開発等の動向により整備をする必要があります。また、取水施設等については、今後の観光事業の拡大、人口の増加に伴い整備計画を促進する必要があります。

（上九一色地区簡易水道）

上九一色地区の簡易水道においては、管路網及び施設整備は概ね順調に行われ、富士ヶ嶺地区の配水本管は整備されましたが、一部地域では、水圧が高く、減圧弁等の設置が必要とされます。早期に老朽管の使用を中止するため、新設配水管への切り替え工事を進めています。また、精進居村の移住地においても配水本管の老朽化が進んでいるため、計画的に布設替えを進める必要があります。

（浅川簡易水道）

浅川地区の水道については、合併時点も地区により運営管理されていましたが、地区の要望により町への移管が進められ、水道ビジョンにある統合計画により平成 26 年 4 月 1 日から町の管理とするために、平成 25 年度中に特別会計と簡易水道の給水条例の一部を改正することとなっております。これに伴う変更認可も併せて申請します。

（温泉事業）

平成 7 年第 1 源泉、平成 8 年に第 2 源泉、平成 16 年に第 3 源泉の温泉掘削を行い、第 2 源泉及び第 3 源泉からホテル旅館等の 41 軒にそれぞれ温泉を供給し、入湯税として、年間 1 億円程度の収入があり、貴重な財源収入となっています。

また、地域住民に対しては、温泉休養施設芙蓉の湯、健康プラザ、上九一色コミュニティセンターへ温泉を供給し、健康増進にも期待されます。

浅川地区のホテル・旅館へは、第 2・第 3 源泉より給湯しており、第 1 源泉の施設の点検整備が必要とされています。

## 基本方針

水道法改正により、施設が一体でなくても経営が一体であれば一つの水道事業とすることが可能となりました。これにより、本町のような上水道、簡易水道の統合も可能となりました。

現在、上水道、簡易水道はともに町で経営、維持管理を行っています。広い地域に多くの簡易水道施設が分散しているため、施設の維持管理にも費用が嵩みます。

平成 19 年度の厚生労働省の国庫補助制度の見直しにより、平成 21 年度までに統合計画書を提出し、平成 28 年度までに統合することにより、統合整備事業が国庫補助の対象となりました。このため、本町においても、経営や管理が一体である実情に基づき、簡易水道を上水道へ統合する計画を策定し、厚生労働省へ提出しました。



上水道と簡易水道を統合するメリットとしては、次のようなものがあげられます。

①町内の給水サービス、料金体系の不公平感の是正を図ることができる。

②規模の小さい簡易水道が上水道と統合することにより、経営基盤の拡大が図られる。

③維持管理と施設運転の効率化を図ることができる。

④統合整備事業における国庫補助の活用ができる。

⑤統合による連絡管の整備により、水の相互融通や非常時のバックアップ体制が向上する。

次に管路の耐震化対策ですが、「水道施設の耐震化計画等策定指針」では、以下の管路については、「重要ルートとしての指定を行い、個々に軽微な被害が生じても、重大な機能低下をまねかず、管路として一定程度の通水ができることを目標とする」とあります。このため 重要ルートを選定しました。

この重要度は、耐震化の優先度区分になるとともに、地震発生後の緊急点検、復旧作業の優先順位となります。

管路の重要度分類、分類対象管路については、次のとおりです。

第 1 次重要管路送水管、φ 300 以上の配水幹線

緊急時拠点病院までの管路

第 2 次重要管路φ 300 未満の配水幹線

重要施設への接続管路

第 3 次重要管路避難所への接続管路、緊急輸送道路（第 1 次、第 2 次）の管路

となっています。

耐震化に係る費用、工事量ともに本町にとっては大きなものであることから、老朽管の更新、道路等の関連する工事と整合を図りつつ、料金収入とのバランスを考慮して段階的に耐震化を進める必要があります。

上水道及び簡易水道については、この耐震化計画により整備を進めるとともに、上水道地域とりわけ船津地区においては、配水池の増設計画があるため、施設の基本計画を作成し、絵坪配水池、善郷塚配水池との関連について検討し、水圧不足対策含め施設の見直しを行います。また、引き続き配管網を中心に整備を行い、水需要の動向を踏まえ、必要に応じ施設等の整備を推進し、安全で良質な水を安定的に供給するため、水源の確保や水質の保全等に努めるとともに水の有効利用を促進します。

また、河口地区においては、配水池の増設計画があるので、基本計画を作成し、施設の見直しを検討します。さらに、赤水対策として本管の布設替工事も進めます。

大石地区においては、配管網の整備計画を促進します。

足和田の一部地区においては、配水管の未整備な箇所があるため、今後の開発等の動向により整備を図ります。

また、各施設の老朽化が進行している箇所についても計画的に改善に努めます。

温泉事業については、停止の状態の浅川の第 1 源泉の調査、第 2 源泉ポンプの整備を計画し、温泉配管等の整備や維持管理に努めます。

## 施策の内容

①上水道、簡易水道の経営の統合
◆簡易水道公営企業会計移行へ準備します。
◆簡易水道の資産の整理を進めます。
②水道施設の整備
◆水質を保全し安全でおいしい水を安定的に供給するため、管理体制の強化と有効利用の維持・管理に努めます。
・「上水道」配管網の整備を促進します。
・「簡易水道」施設の見直し及び本管の布設替工事を促進します。
③温泉事業の整備及び充実
◆配湯管の整備を図り、維持管理に努めます。
④地下水の保全
◆地下水の保全条例の規制により適正な地下水利用の取組みを進めます。

## 主な事業

◆配水管布設及び布設替耐震化工事
◆下水道工事に伴う老朽水道管布設替工事

## 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 有収率 | % | ↗ | 63.4 | 70.0 |
| | ※給水する水量と料金として収入のあった水量との比率 | | | |

◆平成26年度までに、上水道の会計の統合
◆平成27年度までに、簡易水道の経営の統合
◆平成28年度までに、簡易水道を上水道に経営を統合
◆平成29年度までに、上水道・簡易水道の完全統合及び料金を統一



# 第4章　明日へのびゆく産業を目指すまち

## 第1　産業基盤が充実したまち

### 基本施策　労働対策の促進

## 現状と課題

国際化に伴う工場の海外移転、バブル崩壊と長引く金融不況、企業の合理化やリストラの進行、若年労働者の減少、高齢化の進行と定年延長の動き、女性の社会進出など、雇用・就業環境は大きく変化しています。

そういったなか、当地域ではここ数年、有効求人倍率は、平成21年末より緩やかに上昇し、完全失業率も低下傾向にあり、雇用情勢は依然として厳しいものの、持ち直しの動きがみられました。また、東日本大震災以降、景況感に停滞がみられ、震災の影響で先行きの予測はさらに厳しくなっている状況です。今後、消費など需要の回復のためには、雇用の下支えが不可欠であり、雇用の維持、創出を支援することが必要です。

## 基本方針

新たなる雇用を創出するために町の主幹産業である観光業と製造業の振興が不可欠であり、魅力的な観光イベントの実施や民間観光施設を誘致することによる雇用拡大を推進します。また、これまでに整備されている企業立地促進条例奨励金や産業立地促進事業費助成金などの制度を積極的に活用し優良企業を誘致するとともに、町内居住者雇用の要請に努めていきます。

また、就労における男女の均等な雇用機会の確保や障がい者の社会参加を支援するとともに、高齢者の生きがいに配慮した就労の場の確保に努めます。若年者の就業の促進や、パートタイマー労働者の安定労働条件の改善に向け、職業安定所や企業と連携し、職業紹介体制や相談業務の充実を推進していきます。

## 施策の内容

①企業誘致の推進
◆本町に進出する企業・事業所に対して支援します。
◆企業・事業者へ、町内居住者の雇用の要請をしていきます。
◆立地可能性のある地域について、地元と協議しながら、企業誘致を進めます。
②魅力ある就労の場の確保
◆若年層への就業の充実、雇用の促進を図ります。
◆パートタイマー労働者の安定労働条件の改善に向け、職業安定所や企業と連携し、職業紹介体制や相談業務の充実を推進します。

◆男女の均等な雇用機会の確保や障がい者の社会参加を支援します。

### 主な事業

◆富士河口湖町産業立地促進事業費助成金
◆職業安定所・企業との連携
（地元雇用の確保・若年層の確保・パートタイマー労働雇用支援）

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 有効求人倍率 | % | ↗ | 0.84 | 1.00 |
| | ※有効求人倍率 | | | |

# 第２　商工・観光の振興したまち

## 基本施策　　商業の振興

### 現状と課題

本町では、富士急行線の河口湖駅前から船津の湖畔にかけて、古くからの商店街が形成されていますが、商店主の高齢化や後継者不足、駐車スペースの不足、国道 139 号線沿いの大型店や富士吉田市などへの購買力の流出、コンビニエンスストアの多数進出などにより、商店街は衰退する一方、郊外の国道沿いなどには周辺の住民や観光客などにも利用される商店施設が増えてきています。平成 19（2007）年の小売業は商店数 348、従業員者 2,222 人、年間小売販売額 475 億円で、商店数は減少傾向にあります。

商業環境の向上と回遊性を高めるための活性化について取組んできましたが、今後も、各商店街と連携を図り、活力に満ちた魅力ある商店街の形成を図る必要があります。

町内周辺地域において、住民生活に密着した商業施設があることから、消費者との交流促進と地域の特性を活かした商業の振興を図る必要があります。

### 基本方針

商店街を活性化するため、地区のまちづくりグループや関係機関と連携し、既存商業機能の充実や周辺で埋もれている資源を掘り起こしつつ検討・整備に努めます。

地域社会と調和した暮らしの場としての商業地の整備を促進するとともに、商業地全体のまちなみや利便性の向上、子どもや高齢者の生活に密着した商店の維持、農業や観光・イベントなどとの連携により、バランスのとれた個性的で魅力的な商業空間づくりを促進します。

### 施策の内容

①魅力のある商店街の形成
◆魅力的な商店街を形成するため、関連団体や関連機関などと連携し活力づくりの検討、整備に努めます。
◆商工会との連携による既存商店会の振興を図ります。
◆商店街の相互協力体制の構築を図ります。
◆商業空間形成を推進するとともに、地域景観の調和や既存商業施設との共存を図りながら新規商業施設の誘致に努めます。
◆大型ショッピングセンターと既存商店の棲み分けを検討します。

## 主な事業

◆商工会との連携（商工業者に対し情報の提供・各種講習会・セミナー啓発等）
◆山梨県商工業振興資金融資制度の活用

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 町内商店数 | 店 | → | 281 | 285 |
| | ※町内商店数 | | | |

# 基本施策　　観光の振興

## 現状と課題

本町は、富士山登山の拠点として長い歴史を持ち、首都圏に一番近い美しい湖を擁する自然環境を活かした観光保養地として発展してきました。団体旅行から個人・グループ旅行への転換が進むなかで、フィールドミュージアム構想や五感文化構想に基づく自然体験拠点整備、ハーブやラベンダーなど香りの取組み、芸術･文化拠点の整備、拠点を結ぶレトロバスの運行など、体験型観光地への取組みを進めるとともに、温泉の掘削、国際観光地づくりなどを進め、他の旧来型の観光地が衰退するなかで、富士河口湖町への入込客数は実人数で 268 万人（平成 23 年山梨県観光入込統計調査）、町内の公共観光施設には、平成 10 年 120 万人、平成 17 年 175 万人が訪れる観光地として発展してきました。

自由時間の増加や中高年のゆとりの増大、人々の自然志向や健康志向、多様で高度化した生活・文化志向などに対応し、町の自然や産業、文化を活かした観光の振興が求められています。

このような社会動向を踏まえた新しい観光拠点として、町では西湖いやしの里根場を平成 18 年 7 月にオープンさせました。かつて富士を望む日本一美しい茅葺集落といわれたすばらしい郷土景観を再現し、住民や来訪者に災害から復興への経過や文化を学習してもらい、体感していただいています。このすばらしい景観や文化、災害の歴史を後世に伝え、地域の活性化につなげていくことが重要です。

従来、観光は地域活性化の軸になるものとして地域側で積極的な取組みが行われてきましたが、近年、国でも観光が国づくりの軸として位置づけ平成 19 年 1 月に観光立国推進基本法が施行されました。観光振興は地域だけで取組むのではなく、国と地域が歩調を合わせて一体的に取組むことで、より大きな成果を上げることができます。このため町では平成 19 年 4 月に「富士河口湖町観光立町推進条例」を制定しました。この基本理念の下、観光立町の実現に関する各主要施策を推進することにより、一層の観光交流の促進を図る必要があります。

## 基本方針

自由時間の増加や中高年のゆとりの増大、人々の自然志向や健康志向など、多様で高度化した生活・文化志向などに対応し、町の自然や産業、文化を活かした観光の振興を図りながら、住民一人ひとりが楽しんで参画する観光町づくりを推進します。

## 施策の内容

①観光拠点・施設整備の促進
◆社会動向を踏まえ、地域・風土を活かした新しい観光資源の創出及び新しい観光拠点・施設の整備を行います。
②観光イベントの推進
◆イベントの連携共有化、既存イベントの内容充実、地域資源を活かした新イベントの企画を進めます。
③観光誘客宣伝の推進
◆誘客促進のため、官・民一体となった観光誘客宣伝活動を推進します。
④国際観光振興事業
◆年々増加している外国からの観光客を一層誘致するため、誘客宣伝や環境整備を行います。
⑤観光振興団体・人材育成の推進
◆観光連盟・協会・組合の指導助言、観光サポーターの支援、育成を図ります。
⑥ホスピタリティ（もてなし）の醸成
◆来訪者に気持ちよく過ごしてもらうため、住民、観光事業者のホスピタリティ（もてなし）醸成を図ります。
⑦観光情報提供の促進
◆観光情報提供構想の推進、観光案内所の整備、電子情報システムの促進に努めます。
⑧観光旅行者第１次交通の拡充
◆中部・関西方面からのアクセス改善、箱根ほか周辺観光地との相互アクセスの向上に努めます。
⑨観光旅行者第２次交通の整備
◆施設整備による循環経路の拡大 ( レトロバスの運行等 ) 促進に努めます。
⑩フィールドミュージアム構想の促進
◆豊かな自然環境や、地域の人々によって育まれてきた歴史文化を知り、学び、発見できるフィールドミュージアム（野外博物館）構想を促進します。
⑪エコツーリズムの推進
◆自然の宝庫である当町において手軽で安心して体験できるエコツーリズム※を推進します。
⑫地域の特色を活かした資源の発掘とテーマに沿った観光振興
◆雄大な自然、豊富な温泉、歴史文化遺産等の観光資源を活かし、魅力ある観光地づくりを目指します。
◆グリーンツーリズム*、ヘルスツーリズム*、エンターテインメントツーリズム*

＊ エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。
＊ グリーンツーリズム：農業や農村環境を楽しむ観光。



など新しい観光（ニューツーリズム）への対応を推進します。
⑬山岳森林資源の活用推進
◆山岳森林資源活用計画に基づく、山岳トイレ・トレッキングコース、ハイキングコースの整備を推進します。
⑭味覚資源の発掘・普及・発信の推進
◆観光客に喜ばれる地域の味覚を育てるため、特産品開発や料理開発、商品化やブランド化を進めます。また、その特性に合わせたきめ細かな誘客宣伝、並びに受入環境整備を推進します。
⑮安心安全観光地づくりの推進
◆地震や火山噴火など心配される富士北麓ではありますが、普段から防災意識や防災対策を万全とした観光地づくりを推進します。
⑯観光立町推進基本計画の推進
◆観光立町推進基本計画の理念「住民一人ひとりが楽しく参画する観光まちづくり」をさらに推進するため、計画に沿った施策を推進していきます。

## 主な事業

◆観光案内所・総合体験学習施設（西湖いやしの里根場など）・ハイキングコース等の整備、道の駅の充実、梨川もみじ公園整備、青木ヶ原樹海散策路整備、親水公園整備、さくら公園整備、（仮称）本栖湖青少年スポーツセンター整備等
◆観光誘客宣伝のための宣伝ツール（総合パンフレット、チラシ、ポスター、ＤＶＤ等）の作成、マスメディアを活用した情報発信、観光キャラバンの実施、地域ブランドの発信
◆外国の観光客を誘致するため、わかりやすい案内看板の設置、通訳ボランティアの育成等
◆エコツーリズム推進のため、エコツーリズム振興調査の実施、推進機関の育成、ネイチャーガイドの養成、ネイチャーガイドツアーの拡充

## 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 年間入込者数 | 万人 | ↗ | 268 | 300 |
| | ※年間の入込者数（山梨県観光入込客統計調査参照） | | | |

＊ ヘルスツーリズム：健康づくりを兼ねた観光。
＊ エンターテインメントツーリズム：多くの人々を楽しませることをその主題とする、文化的な活動の一つとした観光。

## 基本施策　　工業の振興

### 現状と課題

本町の工業は電子・精密機械と食品加工が中心で、伝統的な地場産業としては大石紬や勝山すず竹細工が残されており、平成 22 年の事業所数は 43、従業者数 1,848 人、製造品出荷額等 726 億円と事業所数、従業員数は平成 16 年と比べるとやや減少傾向にあります。今後も、首都圏へのほど近さと中央道・東名高速へのアクセスの良さ、自然環境を活かした企業の町内への誘致活動をさらに図る必要があります。また、地域間競争が激化するなかで、立地特性の強みを活かした特徴ある産業振興施策が求められています。

### 基本方針

環境保全や乱開発防止に配慮したなかで、引き続き優良企業の工場誘致を進めるとともに、既存企業の経営基盤の強化や新規事業への進出、地域密着型の起業化やＵターン者などの技術や情報を活用した企業化の促進を図ります。

### 施策の内容

①企業誘致の推進

◆本町に進出する企業・事業所に対して支援します。

②既存工業活性化の促進

◆県、商工会などの関係機関・町内企業や事業所との連携により、既存工業の振興に努めます。

### 主な事業

◆富士河口湖町産業立地促進事業費助成金
◆富士河口湖町企業立地促進奨励金
◆山梨県商工業振興資金融資制度の活用

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 製造品出荷額 | 千万円 | ↗ | 7,260 | 7,311 |
| | ※製造品出荷額（平成 22 年度の統計） | | | |



# 第３　農林水産・畜産業の振興したまち

## 基本施策　　農林水産・畜産業の振興

● 農業の振興 ●

### 現状と課題

（１）農業の概況

総農家戸数 549 戸のうち専業農家戸数は 67 戸と全体の約 12％を占めています。農業粗生産額は、新たに富士ヶ嶺地区の合併により野菜・花きなど 6 億円から畜産（乳牛・肉牛・養豚）23 億円と大幅に増加し、郡内地域の農業分野を担う一番の生産額を誇っています。

担い手の高齢化、後継者不足、遊休農地の拡大等農業を取り巻く状況は厳しく、エコファーマー*、認定農業者*または、今後認定を受けようとする個人・農業生産組織を対象として、栽培研修会、資金相談会などの支援策が必要となります。

（２）野菜・花き

野菜の栽培は、首都圏に近く夏季冷涼という立地条件を活かし、エコファーマーを中心に、カリフラワー、ブロッコリー、スイートコーン、ヤマトイモなどの高冷地野菜の栽培が盛んに行われ、市場出荷においても、品質面、安全面で高い評価と信頼を得ています。また、町内の学校給食での利用、ＪＡ物産館での直売も順調に行われています。

花きは、ニオイザクラ、シクラメン、クリスマスエリカなどの鉢花やビオラなどの花壇苗の栽培も盛んです。ニオイザクラ、シクラメンは、オリジナル品種の開発により工夫された出荷が行われています。また、クリスマスエリカは、仕立て方法の技術確立により付加価値がついて市場取引されています。花き類は、消費者の好みが目まぐるしく変動するため、情報の収集と栽培品種の選定が課題となります。

（３）観光と結びつけた農業

観光果樹の振興については、ブルーベリー、サクランボ、プルーン、夏イチゴなど多彩な観光摘み取り農園の取組みも盛んであり、観光と農業を結びつけた地域の活性化が進んでいる状況です。また、ワイン用ぶどうの栽培も行われ、新たな地域の特産品として地場ワインの販売がなされています。

各種の観光果樹においては、果実の品質の維持と安定収穫のため、組合での栽培技術習得と意識の向上が課題となります。

＊ エコファーマー：「土づくり・減化学肥料・減化学農薬」の３つの技術に一体的に取組む農業者です。
＊ 認定農業者：意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画認定申請書」を町に申請し、町が基本構想に照らしてそれを認めれば、農業経営改善計画を認定された農業者となります。このような方々を「認定農業者」と呼んでいます。

富士ヶ嶺地区では牛乳、牛肉、大根など、品質の高い農畜産物が生産されています。これら農畜産物の地域内流通の要望も多く、地域ブランドとして位置づけることが課題となります。酪農まつりや富士ヶ嶺ファームフェスタのイベントを通じて富士ヶ嶺の情報発信をするとともに、新たに設置される交流広場を有効に活用する必要があります。

## 基本方針

（1）担い手育成について

地域で活動する各種の農業生産組織の支援・育成を行うとともに、富士河口湖町農業基本構想に基づき、認定農業者へ農地の利用集積活動を積極的に実施します。
また、生産組織の組合員・会員の高齢化が進むなかで、退職帰農者等の勧誘により、組織活動が継続できる取組みを支援します。

（2）野菜・花きの栽培振興について

野菜・花き農家と連携しながら富士ヶ嶺バイオセンターより生産される良質な牛糞たい肥のさらなる活用を推進して農産物生産の根幹となる土づくり対策にも取組むこととします。

また、農薬の安全適正使用についても、ポジティブリスト制度*に基づき、安全・安心な農産物の提供を実施します。

なお、鉢花・花壇苗につきましては、富士北麓地域の協議会と連携を図りながら花フェアの開催による広報活動を支援します。野菜・花きともに、市場出荷はもとより、地域での消費と直売・宅配等による販売にも重点を置き、地域ブランドの確立を目指します。

（3）観光と農業を結びつけた振興策について

新たに策定します果樹振興計画により、現在、各地区で取組んでいる観光摘み取り農園・ワイン用ぶどうの栽培について、山梨県の指導機関と連携を図りながら、栽培指導、集客・販売のための宣伝活動に取組みます。鉢花・花壇苗につきましては、富士北麓地域の協議会及びＪＡ北富士と連携を図りながら花フェアの開催による広報活動と地産地消の支援を図ります。

## 施策の内容

①富士ヶ嶺高冷地実験農場の活用
◆中小家畜の振興と新たな農産物の試験栽培を推進します。
②観光果樹栽培の振興
◆果樹振興のための栽培支援・施設の整備を進めます。
③担い手の育成支援
◆認定農業者・エコファーマーを支援します。

＊ポジティブリスト制度：食品の残留農薬などに対する規制を強化した制度。



④富士ヶ嶺地区の農業基盤整備
◆富士ヶ嶺地区における担い手の育成・強化を図るため、多様な営農形態にきめ細かく対応し、生産基盤の整備及び生産・集落環境を整備します。
⑤大石・河口地区の農業基盤整備
◆大石、河口地区における、条件不利地の整備や生活環境の整備を行い、都市農村交流の促進と地域の活性化を推進します。

## 主な事業

◆畑地帯総合整備事業
◆農業農村総合整備事業
◆遊休農地活用対策事業（遊休農地の解消）
◆担い手育成支援事業（認定農業者）
◆有害鳥獣防止対策事業（有害鳥獣防護柵設置費補助）

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 認定農業者数 | 人 | ↗ | 45 | 48 |
| | ※認定農業者数 | | | |

● 林業の振興 ●

## 現状と課題

本町の森林面積は 11,477ha で、人工林が全体の 48.6％を占めています。県有林面積は 7,015ha で、その他の民有林の人工林面積は 3,187ha で、アカマツを主体とした人工林率は約 46％です。齢級構成としては 8 齢級以下が約 38％となっており、今後、育成・間伐を適正に実施していかなければなりません。

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然性の樹林帯まで、バラエティーに富んだ林分構成になっており、森林に対する住民の意識･価値観が多様化し、森林の多面的機能の発揮が求められていることから次のような課題があります。

河口湖南岸の船津・小立・勝山地区は住宅地の開発が進んでいる地域であり、住宅周辺の森林については、住民の憩いの場としての整備が必要です。

本町北側を連なる御坂山系は急傾斜地が多く、山地災害防止に重点を置く計画的な森林の整備が重要ですが林業就業者は最近減少傾向にあり、高齢化も進み後継者の確保が大きな課題となっています。

船津・小立・勝山・大嵐・西湖地区の富士山裾野部に広く分布する天然性のアカマツ林･広葉樹林･青木ヶ原樹海の原生林についても、重要な自然遺産･観光資源として、植生の保全・景観の維持向上を図る必要があります。

精進・本栖地区においては、大半を県有林が占め広大な青木ヶ原樹海の原生林が観光リゾートの一角をなしています。自然景観・環境等を活用した森林との共生を重視した森林整備が必要です。

## 基本方針

本町においては、伐期の長期化により 8 ～ 11 齢級の人工林が過半数を占めており、間伐が十分に実施されていない状況にあることから、間伐及び育成作業について適切な時期及び方法を協議します。

間伐の実施については、施業実施協定や国庫補助事業等を活用することにより、間伐の推進と併せ、作業路の整備、林業事業体への施業委託、林業事業体の林内作業車及び集材機等の導入による作業の効率化、間伐材の利用等を推進します。

## 施策の内容

①森林環境保全推進事業

◆管理が不十分となり荒廃が進んでいる森林を、所有者に負担を求めることなく間伐などの手入れを行い、広葉樹と針葉樹の混じりあった森林を造成します。

②森林整備、地域活動支援

◆森林生産活動の停滞や森林所有者の高齢化などにより森林施行が十分行われていない森林を、適切な整備の推進を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図るため、森林所有者等による施業の実施に不可欠な地域活動を支援します。



## 主な事業

◆森林環境保全推進事業
◆森林整備地域活動支援事業

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 森林の間伐整備面積 | ha | ↗ | 201 | 210 |
| | ※森林の間伐整備面積 | | | |

## ● 水産業の振興 ●

### 現状と課題

本町が抱える４つの湖にはそれぞれの特徴があり、ブラックバス・ヒメマス・ヘラブナ･ニジマス等の釣り客が多く訪れています。しかし、釣り客の大半を占めるブラックバスが、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で特定外来生物に指定され規制の対象魚となりました。河口湖・西湖の漁業協同組合は、流失防止対策等の厳しい規制をクリアし、期間を定められて飼養等の許可を受けています。

70 年前に絶滅したと考えられていた淡水魚の「クニマス」が、西湖で発見されて話題となりました。西湖のクニマスは、昭和 10 年に秋田県の田沢湖から持ち込まれた 10 万個の卵をもとに、繁殖していると考えられています。生態系を広い意味で捉えて全体を守っていく必要があります。

### 基本方針

漁業協同組合が実施している湖の環境保護と、ワカサギ・ヒメマス等の増殖事業を支援し、それぞれの湖にふさわしい漁種構成と、消費者と連携した高付加価値型の漁業を推進します。

### 施策の内容

①地産地消の推進

◆在来魚種の保護と高付加価値のある魚種を養殖するための調査や検討を行います。

### 主な事業

◆地産地消推進事業

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| ワカサギ卵放流量 | 百万粒 | → | 450 | 450 |
| | ※ワカサギ卵放流量（河口湖・西湖・精進湖・本栖湖の年間放流量） | | | |



## ● 畜産業の振興 ●

### 現状と課題

富士ヶ嶺地区は、富士西麓に位置し約 450ha の牧草地を有し、草地利用型の酪農及び肉用牛肥育経営を中心とした県下最大の畜産団地です。県内でも早くからロールベーラ* が導入され、ラッピングサイレージ*の調製が行われ、飼料自給率の向上に取組んでいます。平成 22 年統計では畜産農家戸数は酪農 40 戸、肉用牛 10 戸、養豚 2 戸であり、飼養頭数は乳用牛 2,600 頭、肉牛 2,500 頭、養豚 2,000 頭となっており、飼養規模の拡大が進んでいます。

酪農では県平均を大きく上回る１頭あたり１万 kg を搾乳する高い能力の牛を飼育する農家も多く存在します。また、自給飼料の給与率も県平均を大きく上回る 50％を超える農家も存在し食料自給率の向上に貢献しています。肉牛農家は、県下最大の繁殖一貫経営の農家や、日本最大手の和牛生産組織の預託牧場が存在し、高品質な牛肉を生産しています。養豚は、企業的な経営が行われ、良質の豚肉安定生産が行われています。

乳価や牛肉価格の低迷等に影響を受けない、安定的かつ健全な経営体に発展するために、生産技術の改善とともに経営管理能力をより一層高める必要があります。また、家畜排せつ物の適正な処理と良質堆肥の利用の促進が重要な課題となっています。

### 基本方針

畜産物については、牛乳・ヨーグルト・チーズなどの乳製品や牛肉の地域ブランドの確立を図るとともに、富士ヶ嶺地区でのイベントを定着させ、都市との交流を促進します。

高品質な畜産物の生産を推進するためには、飼養管理技術の向上と家畜改良意識の向上が必要です。また、生産性を著しく阻害する家畜伝染病の蔓延を防止するための自衛防疫対策も重要な取組みです。

経営面では、複式簿記の普及と経営管理能力の向上を図り、自己資本比率を高めることが重要です。

環境保全対策のために富士ヶ嶺バイオセンターでは、農家段階での家畜糞尿の適正な処理に取組むとともに良質堆肥の生産をしており、耕種農家との連携による資源リサイクルを推進します。

＊ロールベーラ：収穫した牧草をロールベールに形成する。

＊ラッピングサイレージ：ロールベールに形成し、フィルム巻付けによる密封製法。

### 施策の内容

①ミルクプラント建設
◆県下最大の酪農地帯から生産される生乳を地域ブランドとするための牛乳・乳製品の処理施設を整備します。
②交流イベントの開催
◆広大な草原が広がる牧歌的な富士ヶ嶺地区において畜産振興と観光振興のためのイベントを開催します。

### 主な事業

◆ミルクプラントの建設
◆交流イベント事業（富士ヶ嶺ファームフェスタ・富士ヶ嶺酪農まつりの開催）
◆畜産物のブランド化事業
（牛乳製品・牛肉・豚肉・ジビエ（鹿肉等）の特産品化）
◆自衛防疫対策事業（家畜疾病・伝染病の予防）
◆農業農村整備事業（牧草地の整備改良・農道水路の整備）
◆畜産環境保全対策事業（富士ヶ嶺バイオセンターの管理・運営）

### 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 畜産粗生産額 | 千万円 | ↗ | 126 | 130 |
| | ※畜産粗生産額 | | | |

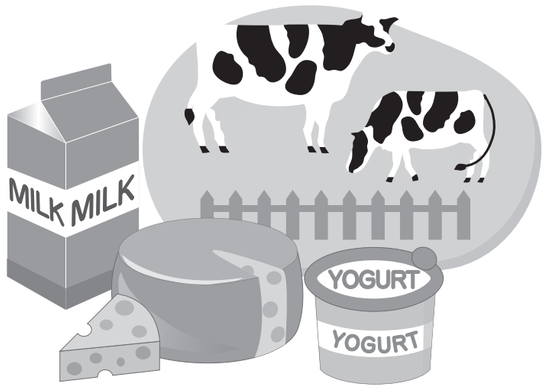




# 第５章　未来にはばたく新しいまち

## 第１　住民参画の促進したまち

**基本施策　住民参画**

### 現状と課題

住民が主役の持続可能な発展するまちづくりを進めていくためには、住民のニーズを的確に把握し、地域の実情に合わせた事業を行政と住民の協働により実施していく必要があります。

現在、広報 富士河口湖やＣＡＴＶの行政番組（週１回）、メールマガジン（週１回）ホームページなどによる広報活動、インターネットを使っての「まちづくりメッセージＢＯＸ*」の設置などによる広報、公聴活動を展開しています。また、各分野におけるワークショップや各種検討委員会の公募を基本に行い、多種多様な意見の享受を図っています。

今後は、さらなる住民サービスの提供を充実させるとともに、積極的に情報を公開し公正かつ透明性に努めていき、住民が行政に広く参画できる仕組みづくりを構築していく必要があります。

また、「自治基本条例」のもと住民自治と協働が進むまちづくりに努める必要があります。

### 基本方針

既存の情報提供施策は、行政からの一方的な側面が多いので、この分野にも住民の参画を促し、住民の皆さんが知りたい情報のさらなる提供に努めます。

また、各分野におけるワークショップや検討委員会等も、住民が参加しやすい条件整備を図るとともに、会の運営等についても、時にはじっくり時間をかけて問題を十分掘り下げていくような、長期的な会の開催を検討します。町では平成18年にＩＳＯ 9001*を認証取得しましたが、行政自身がいつでも住民の意見に目をむけているということを実際の場面で感じていただくような、施策の展開を推進していきます。さらに、情報格差の実態を把握し、その改善にも積極的に取組みます。

＊まちづくりメッセージＢＯＸ：町ホームページに掲載されていて、住民等より意見を書きこみしていただき、行政運営・住民サービスをより向上させるもの。
＊ＩＳＯ 9001：品質を常に維持向上させるなど、顧客の満足度を向上させるための仕組みについて国際標準化機構（ＩＳＯ）が定めた国際規格のことです。町は、品質を住民サービス・顧客を住民等に読み替えて住民満足の向上に取組んでいます。

## 施策の内容

①住民との協働の推進
◆町として、各種検討委員会などを設置する場合には、公募枠を必ず設けて、住民との協働を図ります。
◆「自治基本条例」のもと、それぞれの役割分担により参画と協働が進むまちづくりを推進します。
②行政情報の積極的な開示
◆行政情報について住民と共有する観点から積極的な情報開示に努めます。
③情報間格差の是正
◆旧町村間の情報間格差を解消します。具体的には、高速インターネット及び地上波デジタルが利用できる環境の構築を促進します。

## 主な事業

◆広報誌「広報　富士河口湖」の発行
◆ＣＡＴＶ行政番組作成
◆住民意見の公募（町ホームページ、広報誌等の活用）
◆公募委員の活用
◆情報公開の推進

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 住民活動団体数 | 団体 | → | 6 | 7 |
| | ※まちづくり活動を行う住民団体数 | | | |

# 基本施策　　コミュニティ活動の推進

## 現状と課題

本町は旧河口湖町の船津・小立・河口・大石の４地区、旧勝山村の第１区から第３区の３地区、旧足和田村の長浜・西湖・根場・大嵐の４地区、旧上九一色村の精進・本栖・富士ヶ嶺の３地区からなり、約70の自治会・行政区によって地域維持の活動を行うとともに、様々なボランティアグループがまちづくりに取組んでいます。

住民の高齢化、職業の多様化と就業地・生活圏の広域化、転入者の増大、生活価値観の多様化などにより、自治会に入らない人が増えるなど、地域連帯意識が希薄になり地域維持活動（地域コミュニティ）が弱体化する一方、地域を超えたグループのボランティア活動（テーマコミュニティ）が活発化しています。

また、若者は、イベントや祭りなどへの個人的な参加と交流（イベントコミュニティ）を好む傾向があります。住民の地域連帯意識を高め、地域コミュニティ活動の活性化を図るとともに、グループ活動やイベント活動の活発なまちづくりが求められています。

## 基本方針

地域コミュニティとして、様々な諸問題に対応し、また独自の活動ができるよう、適正な規模を確保するため行政区を設置したことにより、この制度がより機能し、広範囲な地域活動ができるよう支援していきます。

また、未だ行政区が設置されていない地域については、地域住民のコンセンサスを得ながら必要に応じて、行政区の設置を目指していきます。

ボランティアグループやＮＰＯについても地域づくりのパートナーとして、連携を図ります。

## 施策の内容

①地域コミュニティ活動の活性化
◆地域自治の主体となるコミュニティ活動について、まちづくりの基礎組織と位置づけ、その独自活動を支援します。
◆住民にとって最も基礎的で身近な地域コミュニティである自治会活動などを中心に活動の情報交流を積極的に推進します。
◆世帯数も少なく、少子高齢化が進む自治会・区は、統合などの抜本的な対策を検討します。
②コミュニティ意識の高揚
◆豊かな地域コミュニティを形成するため、地域の一体感の醸成を推進します

## 主な事業

◆自治会加入促進事業（転入者への加入促進）
◆町長・町役場執行部と自治会長、区長会議

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 自治会加入世帯数 | 件 | ↗ | 5,645 | 6,000 |
| | ※自治会への加入世帯数 | | | |

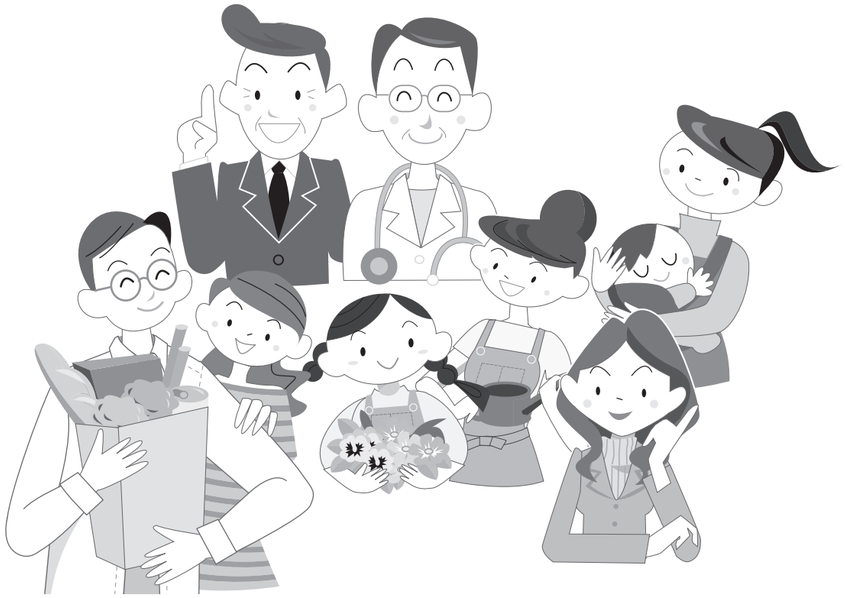



# 第２　行財政の健全化したまち

**基本施策　　行政運営**

## 現状と課題

現在、厳しい財政状況のなかにおいて、多様な主体により、確かな公共サービスを提供していくため、複雑、多様化する行政需要に対し、効率的な施策を推進し、民間でできることは民間に委託し、住民参加・協働の行政を進め、さらなる地方分権の推進に取組んでいくことが求められています。

## 基本方針

行政改革や同実施プランに基づき業務の効率化や職員能力の向上、職員の適正配置を進めるとともに、住民の理解や信頼のもと、簡素で効率的な行政を実現します。

住民ニーズに対応した住民サービスの充実に努め、住民に満足していただける質の高いサービスを提供します。

また、外部評価による事業評価や、住民マネジメントシステムの運用により継続的改善を進め、より良い行政を確立します。

## 施策の内容

①行政改革の推進
◆社会状況の変化に対応するため、簡素で効率的・重点的な行政を推進します。
②住民満足度の向上推進
◆全庁職員で住民に満足してもらえるサービスの提供を推進します。
③職員能力の向上
◆政策形成能力が求められることから、職場研修、政策形成研修などを充実し、能力開発と人材育成を推進します。
④定員適正化計画の推進
◆少数精鋭での行政運営に努め、定員適正化計画により人件費の総枠を抑制します。

## 主な事業

◆業績と能力による職員の評価・育成
◆住民マネジメントシステムの適正な運用
◆人材育成の推進

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 職員数 | 人 | ↘ | 227 | 214 |
| | ※定員適正化計画における職員数 | | | |

# 基本施策　　財政運営

## 現状と課題

町の普通会計の財政規模は、富士河口湖町と旧上九一色村南部が合併した平成 17 年度には、130.2 億円でしたが、平成 24 年度には、110.4 億円と 17.9％減少しています。平成 24 年度の財政力指数は、0.709、経常収支比率は、75.1％、実質公債費比率は、13.4％、地方債残高は約 170.1 億円です。

現在の普通交付税は、市町村の合併の特例に関する法律第 17 条（地方交付税の額の算定の特例）で、合併年度とそれに続く 10 年度については、旧市町村単位で算定した額を合算し算定するよう優遇措置されています。

しかし、この優遇措置された交付税も平成 26 年度からは逓減し、平成 33 年度には合併した一つの町としての本来の交付税額となることとなっています。

合併による新町建設計画と総合計画の推進を図るため、合併特例事業等により財政規模が大きくなっていますが、財政構造の健全化を確保するための今後の財政規模の縮小を考慮した上で、限られた財源を生かし、充実した社会資本の有効利用や住民サービスの向上を目指した効率的な財政運営が求められます。

## 基本方針

地方交付税や国庫支出金の減額が見込まれるなかで、貴重な自主財源である町税について、課税客体等の的確な把握に努めるとともに収納体制の強化により収納率の向上に努めます。

経常的経費については、行政と住民の役割の明確化を推進するとともに、職員定数の適正管理、指定管理者制度の活用により経費の削減や合理化に努めます。

投資的経費については、住民ニーズを的確に把握するとともに、事業の重要度、効果などを明確にし、限られた財源で計画的な実施を図ります。

経済情勢の変化や行政需要の多様化の的確な把握による中長期を見据えて、重点的な財政計画の樹立に努めます。

各種事業の実施計画と財政計画との整合性を図り、計画的な執行に努めます。

## 施策の内容

①効率的な財政運営の推進

◆町税の課税客体の把握及び収納体制の強化を図り、企業誘致や定住促進による自主財源の安定化に努めます。

◆財政状況の公表を積極的に行うとともに事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、選択と集中の理念のもと、優先順位の明確化や整理統合を図りながら、効果的・効率的な財政運営を推進します。

◆限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。

◆職員定数の適正管理、指定管理者制度の活用による経費の削減や補助金、負担金等の整理統合を図ります。

## 主な事業

◆町税徴収率向上
◆財源の効果的配分
◆わかりやすい財政情報の提供

## 目指す目標

| 達成度を測るための指　標 | 単　位 | 目標の方向 | 現状値（平成 23 年度） | 将来目標値（平成 29 年度） |
|---|---|---|---|---|
| 実質公債比率 | % | ↘ | 13.4 | 13.0 |
| | ※実質公債比率 | | | |

# 基本施策　　広域行政

## 現状と課題

本町は富士北麓ふるさと市町村圏（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村）を構成し、消防・救急業務やごみ処理、火葬場の管理・運営などの事務事業や観光の情報発信などのネットワーク事業に取組んでいます。

住民の価値観や生活様式の多様化、少子、高齢化の進行、高度情報化、国際化の進展、環境問題への対応などを背景に市町村の区域を越えた行政課題も増加しています。

これまでの社会情勢の発展を支えてきた制度や慣行は、大幅な見直しを迫られています。地方分権の推進など新しい時代に対応し、生活圏の拡大とともに住民ニーズの高度、多様化などにより、地方自治の時代への対応を図るため、より一層の広域的な連携強化が重要となってきます。

## 基本方針

広域行政施策の取組みを基礎とし、圏域の現状と課題を把握し、その実現のために必要な施策を協議し、総合的かつ一体的な発展のための整備を推進します。

## 施策の内容

①広域行政の推進

◆富士北麓ふるさと市町村圏の事務事業の共同化、観光振興、防災応援体制の推進など連携を強化し地域の活性化、魅力のある地域への取組みを進めます。
◆国立公園を構成する、富士五湖、箱根、伊豆半島の広域的な観光交流、防災協力等を推進します。
◆本町に隣接する市町村との連携を強化し、地域の活性化、防災応援体制等、交流を進めます。

## 主な事業

◆富士北麓ふるさと市町村圏・広域的に共同処理する事業（消防・火葬場等）
◆富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議
・富士箱根伊豆交流圏市町村サミット
（山梨県 8 市町村、神奈川県 10 市町、静岡県 20 市町）
・交流・連携・調査研究・広報事業

## 目指す目標

| 達成度を測るための指標 | 単位 | 目標の方向 | 現状値（平成23年度） | 将来目標値（平成29年度） |
|---|---|---|---|---|
| 広域行政で処理する事務数 | 事務 | ➡ | 6 | 6 |
| | ※富士五湖広域行政事務組合で処理する事務数 | | | |

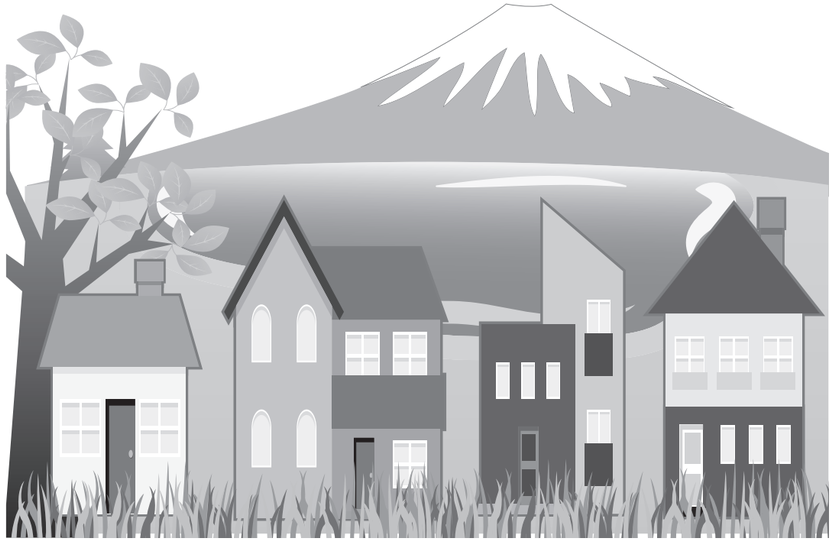



## 富士河口湖町総合計画審議会委員名簿（敬称略）

平成24年8月現在

| 区分 | 氏名 | 役職等 |
|---|---|---|
| 会長 | 井出　常済 | 河口湖町観光協会長 |
| 副会長 | 渡邉　袈裟一 | 上九一色地域審議会長 |
| 副会長 | 渡辺　節子 | 男女共同参画推進委員長 |
| 委員 | 外川　正純 | 富士河口湖町議会議員 |
| 委員 | 梶原　武 | 富士河口湖町議会議員 |
| 委員 | 高山　泰治 | 富士河口湖町議会議員 |
| 委員 | 渡辺　余緒治 | 富士河口湖町議会議員 |
| 委員 | 八色　正代 | 富士河口湖町教育委員 |
| 委員 | 外川　貞治 | 河口湖地域審議会長 |
| 委員 | 流石　安正 | 勝山地域審議会長 |
| 委員 | 三浦　洋惠 | 足和田地域審議会長 |
| 委員 | 流石　尚 | 前富士河口湖町連合自治会長 |
| 委員 | 堀内　信人 | 富士河口湖町消防団長 |
| 委員 | 高橋　徳義 | 民生児童委員協議会長 |
| 委員 | 石川　正彦 | 富士河口湖町小中学校校長会長 |
| 委員 | 朝比奈　伸次 | 富士河口湖町小中学校PTA連合会長 |


● 第１次富士河口湖町総合計画　後期基本計画 ●

発行日　平成２５年３月
発　行　富士河口湖町
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地
TEL 0555-72-1111（代）FAX 0555-72-0969
URL：http://www.town.fujikawaguchiko.yamanashi.jp/
E-mail：seisaku@town.fujikawaguchiko.lg.jp
編　集　富士河口湖町政策財政課